

	該当項目(意見照会時)	該当項目(更新後)	増	減	その他	18の検討課題	対応方針	理由
全体構成			以下を追加 1.1.3 その住民基本台帳に関連する管理項目 (DV、本人確認、各種辞書、証明交付ログ、操作ログ(個人番号取り扱いログなど)) 1.1.4 住民票業務特有の項目管理 (空欄を許可する項目とその取扱、不明年月日の管理方法 住民票に記載する住所と、宛名に記載する住所(●●様方)の取り扱い) 1.1.5 履歴管理 (通常異動、強制修正等した場合の履歴の編集方法) 1.1.6 住民票の改製 (基本改製をしない事と、性別変更や市民から求められた場合の改製の仕方について、明記する) 1.1.7 除票管理				第8回分科会資料において、概ねAPPLIC案のとおりに対応済	1.1.3個人票/世帯票 1.1.4改製 1.1.5除票 1.1.6空欄 1.1.7旧氏・通称 1.1.8年月日の管理 1.1.9年月日の表示 1.1.15支援対象者管理 1.2.1異動履歴の管理 1.3.3住所辞書管理 またログについては10.2アクセスログに記載している。
全体構成			「1.2 検索・照会・参照」を以下のとおり分割 1.2 検索 1.2.1 照会、1.2.2 異動、1.2.3 発行 1.3 照会				APPLIC案の趣旨を踏まえ、対応する。	「2 検索・照会・参照」を「2 検索・照会・操作」に改め、これを「2.1 検索」、「2.2 照会」、「2.3 操作」に区分し、以下のとおり分類。 2 検索・照会・操作 2.1 検索 2.1.1(旧2.1) 検索機能、2.1.2(旧2.4) 検索文字入力 2.1.3(旧2.5) 基本検索、2.1.4(旧2.7) あいまい検索、清音化検索等 2.2 照会 2.2.1(旧2.6) 異動履歴照会、2.2.2(旧2.8) 交付履歴照会 2.2.3(旧2.10) 文字コード照会等、2.2.4(旧2.11) 支援対象者照会 2.3 操作 2.3.1(旧2.2) 処理画面 2.3.2(旧2.3) キーボードのみの画面操作
全体構成			「1.4 抑止設定」を「1.4 抑止設定・抑止制御・注意喚起」に改め、以下のとおり細分化 1.4.1 抑止 ※DVや、不受理申し出、さらに個人番号の表示・非表示を含む帳票や画面制御部分を記載。管理項目は1.1に記載 1.4.1.1 抑止対象者の登録、1.4.1.1.1 DV対象者の登録 1.4.1.2 帳票発行 1.4.1.2.1 登録者一覧の作成、1.4.1.2.2 DV等被害者支援措置期間満了通知書の作成 1.4.1.3 抑止制御 1.4.1.3.1 抑止対象者が属する世帯の抑止制御、1.4.1.3.2 照会・異動処理の抑止制御 1.4.1.3.3 証明・通知・一覧作成の抑止制御、1.4.1.3.4 他業務連携の抑止制御 1.4.1.4 抑止制御の解除 1.4.2 注意喚起				第8回分科会資料において、概ねAPPLIC案のとおりに対応済	第8回分科会資料において、注意喚起・画面制御も含め、DV関係について詳しく記載した。管理項目は「1 管理項目」に記載した。
全体構成			「1.4.1.1 転入」、「1.4.1.2 転居」、「1.4.1.3 転出」及び「1.4.1.4 世帯変更」を以下のとおり細分化 1.5.1.1 転入 1.5.1.1.1 国内転入、1.5.1.1.1.2 国外転入、1.5.1.1.1.3 特例転入 1.5.1.1.1.4 未届転入、1.5.1.1.1.5 住所設定、1.5.1.1.1.6 法30条46転入 1.5.1.1.1.7 法30条47届出 1.5.1.2 転居 1.5.1.2.1 転居、1.5.1.2.1.2 転居取消 1.5.1.3 転出 1.5.1.3.1 国内転出、1.5.1.3.1.2 国外転出、1.5.1.3.1.3 特例転出 1.5.1.3.1.4 転出確定、1.5.1.3.1.5 転出取消、1.5.1.3.1.6 転入通知受理 1.5.1.4 世帯変更 1.5.1.4.1.1 世帯主変更、1.5.1.4.1.2 世帯合併、1.5.1.4.1.3 世帯分離 1.5.1.4.1.4 世帯間変更				第8回分科会資料において、概ねAPPLIC案のとおりに対応済	概ね御指摘のとおり細分化している。ただし、 ・国内転入と国外転入、国内転出と国外転出は、ほとんど同じ動作をするため、区分していない。 (唯一、動作が異なるのは、国外転出の場合、転入先市町村でなく、転入元市町村から、戸籍のある市町村にその情報を送信する、という点だが、その点は、「7.1.1.1 C Sへの自動送信」において記載しており、「転出」の項で区分することは不要だと考えた。) ・住所設定は、職権記載に当たることから、「4.2.1.1 住所設定・未届転入」において記載した。 ・法第30条の46転入・法第30条の47届出については、法第30条の47届出は「転入」でなく、また、法第30条の46転入・法第30条の47届出は近い場所に記載した方が分かりやすいことから、「4.5 外国人住民のみに関係する異動」において記載した。 ・「転出取消」は、人口増を伴う異動の取消しとして、「4.6 異動の取消し」として記述した。
全体構成			「1.5.2 職権」を以下のとおり細分化 1.5.2.1 職権記載 1.5.2.1.1 出生、1.5.2.1.2 住所設定、1.5.2.1.3 職権記載、1.5.2.1.4 転出取消、1.5.2.1.5 職権回復 1.5.2.1.6 職権記載(誤処理)、1.5.2.1.7 職権回復(誤処理) 1.5.2.2 職権消除 1.5.2.2.1 死亡、1.5.2.2.2 失踪宣告 1.5.2.2.3 職権消除 1.5.2.2.4 職権消除(誤処理)、1.5.2.2.5 通知未着による職権削除(附票連携があるため) 1.5.2.3 職権修正 1.5.2.3.1 (申出による) 職権修正、1.5.2.3.2 (通知による) 職権修正 1.5.2.3.3 職権修正(誤処理)、1.5.2.3.4 軽微な修正、1.5.2.3.5 住居表示・区画整理 1.5.2.3.6 旧氏の記載・削除・変更、1.5.2.3.7 通称の記載・削除・変更 1.5.2.4 職権回復 1.5.2.4.1 職権回復、1.5.2.4.2 失踪宣告取消 1.5.2.5 送付先情報修正 1.5.2.6 法務大臣への住居地届出				APPLIC案の趣旨を踏まえ、対応する。	第8回分科会資料において、 ・「住所設定」、「職権修正(誤処理)」、「軽微な修正」を追加。 ・「住居表示・区画整理」は、「9.7 住所一括変更」において記載。 ただし、 ・「職権回復」は、人口増を伴う異動の取消しとして、「4.6 異動の取消し」として記載。 ・旧氏及び通称については、1.1.7で請求又は申出に基づき記載等できることとし、1.2.2に旧氏及び通称の記載等に対応する異動事由を設けており、「旧氏の記載・削除・変更」及び「通称の記載・削除・変更」としての項立てはしなかった。 「1.5.2.2.5 通知未着による職権削除(附票連携があるため)」については、4.1.3.1.4転入通知未着一覧作成において、「送付先情報修正」においては7連携において、「1.5.2.6 法務大臣への住居地届出」については職権の観点においてそれぞれ整理。
全体構成			以下を追加 1.5.3 戸籍異動に伴う異動 1.5.3.1 婚姻、1.5.3.2 離婚、1.5.3.3 養子縁組、1.5.3.4 養子離縁、1.5.3.5 転籍、1.5.3.6 分籍 1.5.3.7 入籍、1.5.3.8 認知、1.5.3.9 戸籍その他、1.5.3.10 戸籍照合修正、1.5.3.11 帰化 1.5.3.12 国籍取得、1.5.3.13 国籍喪失				原案を維持する。	戸籍異動に伴う異動は職権による異動の一種である。 また、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、転籍、分籍等は、戸籍システムとしては別の動作をするので別々に記載すべきかもしれないが、住民記録システムとしては、職権記載、職権修正、職権消除の事由の一つでしかなく、システム上も同じ動作をするだけなので、別々に規定する必要はないと考える。
全体構成			以下を追加 1.5.4 その他の異動 1.5.4.1 住民票改製、1.5.4.2 住民票表示順変更、1.5.4.3 特殊追加 1.5.4.4 特殊削除、1.5.4.5 特殊修正(上書き修正) 1.5.4.6 履歴修正(通り修正)				原案を維持する。(原案で差支えある場合は、御意見ください。)	改製については、異動ではないため、「1.1.4 改製」において記載した。「住民票表示順変更」については、「5.2 世帯員の並び順」として記述した。 「特殊追加」、「特殊削除」及び「特殊修正」は、内容が明らかでない。履歴修正については、別途、記載する。

		該当項目(意見照会時)	該当項目(更新後)	増	減	その他	18の検討課題	対応方針	理由		
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データ	1.1.1 日本人住民データ		発行抑止フラグは住民記録単独で無く、宛名システム等複数業務を統合したシステムで管理する等の方法で管理が必要と考えます。1.1.14支援措置対象者管理と合わせて検討頂ければ良いと考えます。(A)		0	対応しない	住基システムでもフラグは必要と考えられるため。	
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データ	1.1.1 日本人住民データ	<p>「氏名ふりがな」の追加が必要</p> <p>住民票記載事項として法的には定められていないが、住民基本台帳事務処理要領には、以下の記載があるため。「氏名には、できるだけふりがなを付すことが適当である。その場合には、住民の確認を得る等の方法により誤りのないよう留意しなければならない。外国人住民のローマ字表記の氏名には、ふりがなを付さなくても差し支えない。」(D)</p> <p>住基ネットCSへの連携や他業務への連携が必要となることからふりがなは明記したほうがよいと思われる。(E)</p> <p>カナ検索について、要件にあるが、管理項目に無い。(F)</p> <p>・氏名のフリガナ ・旧氏のフリガナ 管理上は、フリガナが多いと考える。窓口の届出書でもフリガナで記載させている例が多い。(C)</p> <p>・氏名のふりがな または フリガナ ・旧氏のふりがな または フリガナ ・通称のふりがな または フリガナ 運用で必要なのはフリガナです。住基ネット本人確認情報ではふりがなで管理されています。両持ちは無駄であるため、どちらかが管理できていればよいと考えます。(B)</p>			議題1 氏名ふりがな (1.1.1 日本人住民データ、1.1.2 外国人住民データ) 1-1 氏名、旧氏の項目としてフリガナを追加する 1-2 フリガナはカタカナでフリガナとする 1-3 住基ネット等他業務への連携のためカタカナからひらがなへ変換する機能をもつ 1-4 カタカナからひらがなへの変換ルールを統一する	4	対応済	ふりがなについては、ひらがな、カタカナの両方を認めることにして、住基ネットとの接続のためにはひらがなへの変換することを追記。
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データ	1.1.1 日本人住民データ		【その他項目】として、履歴(1.2.1参照)と定義があるが、履歴自身は項目でないため、管理項目としての定義は、不対応。(D)		2	修正して反映	「異動履歴として管理する各項目(1.2.1参照)」に修正(証明書項目も併せて修正。書き方の問題で履歴に書く事項全体が管理項目となるため、1.2.1を参照することとし、趣旨を明確化)	
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データ	1.1.1 日本人住民データ	<p>【その他項目】として、死亡日があるが、「住民でなくなった日(死亡日、転出予定日・転出確定日)」として、定義が必要。</p> <p>減事由での異動に対する日付は死亡日のみでないため。 ※2.5基本検索で検索対象とされているものを含め、後続の各省で登場する管理対象のデータ項目について、すべて記載し項目名にて一意にする必要と考えますが、いかがでしょうか。(D)</p>				2	修正して反映	○以下の項目を追加 除票固有の記載事項、異動事由として管理する各項目、世帯員の並び順、処理日、入力場所、入力端末、住民状態、住民種別、最終住所登録地 なお、異動事由として管理する各項目、入力場所、入力端末については、異動履歴として管理する各項目に含まれている。
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データ	1.1.1 日本人住民データ	<p>・氏名(漢字・アルファベットを含む。) 日本人住民なので、アルファベットは無い。(C)</p> <p>氏名(漢字・アルファベットを含む。)とありますが、日本人の氏名にアルファベットを使用するケースがありますでしょうか。(E)</p> <p>日本人住民にアルファベットはありません。(B)</p>				4	対応済	現在の仕様書案(1.1.1及び1.1.2)では、既に対応済。
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データ	1.1.1 日本人住民データ	<p>・生年月日(和暦で表記すること) 管理(DB)は西暦の方がよい。表記についての記載に変更。(C)</p>				0	対応しない	日本人住民の生年月日を和暦で管理している住基ネットとの連携の観点から、住民記録システムにおいても和暦で管理する必要がある。また、統計の観点から、外国人住民の生年月日は西暦で管理する必要がある。
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データ	1.1.1 日本人住民データ	前住所 → 転入前住所 (F)				4	対応済	現在の仕様書案(1.1.1)では既に対応済
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データ	1.1.1 日本人住民データ	未届転入前住所 (F)				2	修正して反映	1.1.1及び1.1.2に最終登録住所地を追加。
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データ	1.1.1 日本人住民データ	<p>転出予定地 (F) 転出先住所、転出確定先住所および付随する日付情報は不要でしょうか。 ※除票としての管理ということでしょうか。(E)</p>				2	修正して反映	除票固有の記載事項を追加
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データ	1.1.1 日本人住民データ	<p>転出確定地 (F) 転出先住所、転出確定先住所および付随する日付情報は不要でしょうか。 ※除票としての管理ということでしょうか。(E)</p>				2	修正して反映	除票固有の記載事項を追加
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データ	1.1.1 日本人住民データ	備考 (F)				2	修正して反映	1.1.1及び1.1.2において管理項目として「備考」を挙げ、1.1.14で統合記載欄に記載することとして、「備考」の詳細について記載
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データ	1.1.1 日本人住民データ	世帯内順番 (F)				2	修正して反映	1.1.1及び1.1.2に「世帯員の並び順(5.2参照)」を追加 (世帯連記式の際の世帯員のデフォルトの並び順はデータ項目として保有する必要があるため、1.1.1及び1.1.2に追加)
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データ	1.1.1 日本人住民データ	処理日 (F)				1	意見を採用する	1.1.1及び1.1.2に追加
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データ	1.1.1 日本人住民データ	入力場所 (F)				1	意見を採用する	異動履歴として管理する各項目として記載
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データ	1.1.1 日本人住民データ	入力端末 (F)				1	意見を採用する	異動履歴として管理する各項目として記載
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データ	1.1.1 日本人住民データ	住民となった事由や、住所を定めた事由は不要でしょうか。(E)				2	修正して反映	1.1.1及び1.1.2に「異動事由として管理する各項目(1.2.2参照)」を追加
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データ	1.1.1 日本人住民データ	<p>住民の現除区分を表す「住民状態」や日本人/外国人を表す「住民種別」項目も 住民票への記載はありませんが、その他の管理項目として明記したほうが良いと思われる。(E)</p>				1	意見を採用する	1.1.1及び1.1.2に追加
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データ	1.1.2 外国人住民データ		発行抑止フラグは住民記録単独で無く、宛名システム等複数業務を統合したシステムで管理する等の方法で管理が必要と考えます。1.1.14支援措置対象者管理と合わせて検討頂ければ良いと考えます。(A)			0	対応しない	住基システムでもフラグは必要と考えられるため。

		該当項目(意見照会時)	該当項目(更新後)	増	減	その他	18の検討課題	対応方針	理由	
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データ	1.1.2 外国人住民データ	「氏名ふりがな」の追加が必要 住民票記載事項として法的には定められていないが、住民基本台帳事務処理要領には、以下の記載があるため。 「氏名には、できるだけふりがなを付すことが適当である。その場合には、住民の確認を得る等の方法により誤りのないよう留意しなければならない。外国人住民のローマ字表記の氏名には、ふりがなを付さなくても差し支えない。」 ※ 住民基本台帳事務処理要領では外国人住民のローマ字表記の氏名とあるが、中国系の外国人の漢字についても不明な場合はあるので、「外国人住民の氏名は、ふりがなを付さなくても差し支えない。」とした方が良い。(D) 「氏名ふりがな(外国人住民データの場合)を空欄を認める」として機能定義が必要。(D) 住基ネットCSへの連携や他業務への連携が必要となることからふりがなは明記したほうがよいと思われる。(E) ・氏名のフリガナ ・旧氏のフリガナ 管理上は、フリガナが多いと考える。窓口の届出書でもフリガナで記載させている例が多い。 (C) カタカナ表記は不要でしょうか。(E)			議題1 氏名ふりがな (1.1.1 日本人住民データ、1.1.2 外国人住民データ) 1-1 氏名、旧氏の項目としてフリガナを追加する 1-2 フリガナはカタカナでフリガナとする 1-3 住基ネット等他業務への連携のためカタカナからひらがなへ変換する機能をもつ 1-4 カタカナからひらがなへの変換ルールを統一する	2	修正して反映 ふりがなについては、ひらがな、カタカナの両方を認めることにして、住基ネットとの接続のためにはひらがなへの変換することを追記。
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データ	1.1.2 外国人住民データ		【その他項目】として、履歴(1.2.1参照)と定義があるが、履歴自身は項目でないため、管理項目としての定義は、不相当。(D)		2	修正して反映 1.1.1及び1.1.2に「異動履歴として管理する各項目(1.2.1参照)」を追加	
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データ	1.1.2 外国人住民データ	【その他項目】として、死亡日があるが、「住民でなくなった日(死亡日、転出予定日・転出確定日)」として、定義が必要。 減事由での異動に対する日付は死亡日のみでないため。 (D)			2	修正して反映 除票固有の記載事項を追加	
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データ	1.1.2 外国人住民データ	在留資格(F)			2	修正して反映 30条の45の規定における各項目はすべて1.1.2に書き出す。	
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データ	1.1.2 外国人住民データ	在留期間等(F)			2	修正して反映 30条の45の規定における各項目はすべて1.1.2に書き出す。	
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データ	1.1.2 外国人住民データ	在留期間の満了の日(F)			2	修正して反映 30条の45の規定における各項目はすべて1.1.4に書き出す。	
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データ	1.1.2 外国人住民データ	在留カード等の番号(F)			4	対応済 現在の仕様書案(1.1.2)では既に対応済。ただし、「その他の項目」から「住民票記載事項に当たる項目」に移行	
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データ	1.1.2 外国人住民データ	併記名(F)			4	対応済 旧制度における項目であり、不要と整理済。	
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データ	1.1.2 外国人住民データ	住民となった事由や、住所を定めた事由は不要でしょうか。(E)			2	修正して反映 1.1.1及び1.1.2に「異動事由として管理する各項目(1.2.2参照)」を追加	
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データ	1.1.2 外国人住民データ	住民の現除区分を表す「住民状態」や日本人/外国人を表す「住民種別」項目も住民票への記載はありませんが、その他の管理項目として明記したほうが良いと思われる。(E)			1	意見を採用する 1.1.1及び1.1.2に追加	
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データ	1.1.2 外国人住民データ	転出先住所、転出確定先住所および付随する日付情報は不要でしょうか。 ※除票としての管理ということでしょうか。(E)			2	修正して反映 除票固有の記載事項を追加	
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データ	1.1.2 外国人住民データ	本来住民となった日も管理項目として定義したほうが良いのではないのでしょうか。 平成24年度住基法改正より以前に当該市区町村に在住していた外国人については、平成24年度法改正により「外国人住民となった日」に法改正日であるH24.7.9を記載することとなっているため、当該市区町村に実際に在住し始めた日が分からなくなるおそれがあります。 他課への連携を考えると当該市区町村に実際に住み始めた「本来住民となった日」が求められますので、住民票への記載は不要ですがその他の管理項目としては必要だと思われます。(E)			2	修正して反映 「旧外登法による登録年月日」を追加	
1	管理項目	1.1 住民データ		1.1.2 外国人住民データ						
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.3 個人票/世帯票	1.1.3 個人票/世帯票						
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.4 改製	1.1.4 改製	改製した日は管理項目として必要ないでしょうか。(E)			2	修正して反映 実装すべき機能として、「改製を行った年月日を管理できること。」、考え方として「なお、住民票(原票)に対する改製の有無を明らかにするため、改製を行った年月日を管理する。」を追加。 (改製年月日がないと、改製後のものを新規で作った1枚目の原票と誤認する可能性があるため。)	
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票	1.1.5 除票	除票となるまでは、残存世帯員とともに続柄も管理しながら出力できる仕組みまたは操作手段を有すること。 DBの管理や仕組み上、対応可能範囲は様々と想定される。 ・1届出前の管理まで可能 ・いったん転出取消⇒発行⇒再度転出異動 ・転出予定世帯員がいる状態で、世帯主に異動があるケース 一意に決めるのであれば、転出予定世帯における考えられ得る異動・発行パターンを洗い出し、標準化しないといけない。 そうでなければ、事務が満たせるレベルで変更案の通り範囲を拡大する。(C)			2	修正して反映 「考え方・理由」中「3その他」で「出力できる仕組み又は手段を有する必要がある」と記載	
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票	1.1.5 除票	追加 【住民票除票記載事項に当たる項目】 ・当該住民票を削除した事由 ・転出により削除した旨及び転出先の住所 ・事由の生じた年月日(転出予定年月日) ・改製した旨及びその年月日 ・転入通知に係る除票に転出をした旨 除票についても住基法十五條の二に規定されているため、明確にするべき (B)			4	対応済 現在の仕様書案(1.1.5)は既に対応済み	
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票	1.1.5 除票	転出予定日除票の考え方について、住基法上の解釈と異なり、予定日当日を現在人として扱っている自治体があります。 それにより余計な設定値が存在するため、当たり前の前提として住基法の考え方に従う旨を記載していただけないでしょうか。 (E)			1	意見を採用 【考え方・理由】の「3、その他」の1行目に「転出予定日の前日まで」を追記し、転出予定日除票の考え方が明確になるように修正	
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.6 空欄	1.1.6 空欄	・戸籍の表示 (※日本人住民の場合、就籍の届出に至らない住民の場合は「なし」で入力) 戸籍の表示について対象と就籍に至らないケースについて補記。(C)			4	対応済 現在の仕様書案(1.1.6)は既に対応済み	
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.6 空欄	1.1.6 空欄	弊社のシステムでは空欄を許容する項目であっても、手書き等による改ざんを防止するために「***」などで埋める措置を行っております。 空欄を許容するとしても改ざんを防止する措置を講じることを追記したほうが良いのではないのでしょうか。(E)			4	対応済 20.1.2に記載済 (分科会での議論において、空欄であることにより「該当なし」の証明となるとの意見もあり、「***」とするのではなく、空欄とすることにしたもの。)	

		該当項目(意見照会時)	該当項目(更新後)	増	減	その他	18の検討課題	対応方針	理由	
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.6 空欄	1.1.6 空欄		戸籍の表示 は削除 上陸期間 は削除 誤：法第30条の45の票の 正：法第30条の45の表の 戸籍の表示は2行続けて書かれているので誤記 と思われます。 上陸期間を記載するのであれば、仮滞在期間と かも記載する必要があります。ただ、第30条45規定区 分の羅列の中では上陸期間だけ意味の異なる用 語のため、削除の方が適切です。(B)		4	対応済 現在の仕様書案(1.1.6)は既に対応済み	
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.7 旧氏	1.1.7 旧氏	住民の申請により旧氏の記載ができること。転入時に転出証明書に記載された旧氏を引き継ぐことができること。国 外への転出時に記載していた旧氏を、その後最初の国外から転入時に引き継ぐことができること。 国外への転出時に記載していた旧氏のみならず、住民の申請や転入時に必要となる機能の記載も必要かと考えます。 なお、『※旧氏の履歴については、ここで独立した項目とするのではなく、住所の423 履歴等と合わせて引き続き議 論・整理する。』との記載も有りますので、その時に記載内容を考慮頂ければ良いと考えます。(A)			1	意見を採用する 1.1.7の【実装すべき機能】に「請求に基づき、旧氏の記載・変更・削除 ができる」機能を追加。また、1.1.14の【考え方・理由】のA類型の記 載等の種別に「請求」を追加し、1.2.2の異動事由に旧氏の記載、変更、 削除を追加。	
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.8 年月日の管理	1.1.8 年月日の管理	出生の年月日及び死亡日については、「年月日不詳」、「令和〇〇年 月日434 不詳」、「令和〇〇年〇月 日不詳」 等、不詳日入力ができること。 また、次の日付も記載可能とすること「明治45年7月30日」「大正15年12月25日」 「明治45年7月30日」「大正15年12月25日」と記載した住民票が存在しており、同日付も標記可能とする必要が有 ると考えます。(A)	不詳日の入力について、原則、異動日の入力は数値項目による入力が想定され住基ネットや他 業務への連携でも利用されると認識しています。 その中で「推定令和〇〇年〇月〇日」や「推定令和〇〇年〇月」、「令和〇〇年〇月上旬 頃」、「令和〇〇年〇月下旬頃」は、住基ネットへの連携でも設定不可となるため、異動日と しての入力ではなく、備考欄等への入力可能としたほうがよいと思われます。 ※弊社のシステムでは「死亡日については推定」など異動日とは別で入力できる機能がありま す。(E) 住民記録システムとしては、連携用のみなし生年月日を内部的に保持・連携するか、みなし生 年月日を作成せず(「不詳」のまま、他システムと連携する。)連携先で前寄せ、後寄せを判 断するかを選択するものとする。 現行の住記・他業務において、住記で他業務の都合を判断し、一律後寄せで入力しているよ うな団体において、不詳での連携と定めてしまうと他システム側の改修が必要となるため。 (特に住記システムのみ更改するようなケースで問題となる) (B)		課題2 不詳日の扱い (1.1.8 年月日の管理) 2-1 不詳日は値については既存住基システム改造仕様書 どおりに規定する 2-2 連携に際してはみなし生年月日等をいれ、扱いは連 携元の判断に委ねる なお、みなし生年月日の扱いについては住民基本台帳側 でルール設定され、 住民基本台帳システムで管理されることを前提とする。 みなし生年月日にはうるう年でない場合の2月29日など 妥当ではない日付も 設定可能とする。	2-1 一修正して反 映、 2-2 一対応しない	(2-1) 不詳日の値については住基ネットに対して送付するコード定義 に基づき規定する旨、記載。 (2-2) みなし生年月日等を入力することした場合、連携先において みなし生年月日等が否かの判断ができないとの意見もあったため、住記 システムにおいてはみなし生年月日等を作成しないこととする。
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.8 年月日の管理	1.1.8 年月日の管理	暦上日以外の年月日は、「住民となった日」も設定可能として機能定義が必要。 過去データに、住民となった日が暦上日でないケースがあるため。(D)			4	対応済 現在の仕様書案(1.1.8)は既に対応済	
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.9 年月日の表示	1.1.9 年月日の表示						
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.10 世帯主	1.1.10 世帯主						
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.11 続柄	1.1.11 続柄						
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.12 本籍・筆頭者	1.1.12 本籍・筆頭者	本籍・筆頭者について、「不詳」を設定する要件が必要である。 ※記憶喪失等のケース(G)			0	対応しない 事務処理要領上、「なし」又は「不明」と記載することになっている。 (1.1.12参照) 無戸籍者については、「なし」と記載するようという質疑応答があ る。	
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.13 宛名番号・世帯番号	1.1.13 宛名番号・世帯番号	宛名番号・世帯番号は過去データにチェックデジットは任意としたい。 宛名番号・世帯番号は過去データにチェックデジットが設定されていないケースがあり、シス テムの標準化をすると宛名番号・世帯番号の変更を余儀なくされ、他システムへも影響が出る ため。 モジュラス11は計算方式に亜種があるため。仕様として一意でないため。 参考URL/https://okwave.jp/qa/q8154262.html (D) 左記の項目について、チェックデジットを付加していない自治体もありますが、今回を機に統 一するという認識でよいでしょうか。 上記認識で正しい場合、既存のデータは、チェックデジットが付加されていない状態であるこ とから、データ移行時や異動におけるチェック機能で留意する必要があるかと思いま すが、そちらはどのように記載を行う想定でしょうか。(E)	課題3 チェックデジット (1.1.13 宛名番号・世帯番 号) 3-1 チェックデジットはモジュラス11 (M11W2~7) と する 3-2 余り0の場合、検査数字は0とする 3-3 本ルールの適用は新規付番に限り、付番済み番号の再付番は不要とする	1	意見を反映する APPLIC TFとりまとめを踏まえ以下の通り記載 チェックデジットはモジュラス11 (M11W2~7) とする 余り0の場合、検査数字は0とする 本ルールの適用は新規付番に限り、付番済み番号の再付番は不要とする		
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 備考	1.1.14 備考						
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.15 支援措置対象者管理	1.1.15 支援措置対象者管理	支援措置の実施に当たっては、住民記録システム内に以下に掲げる項目のデータベースを構築 し、住民票(原票)の上記表示からリンクできること。 抑止設定ができれば、住民票の備考欄にその旨の表示は不要と考えます。支援措置対象者であ ることを証明する必要も機会もありません。 (B)			4	対応済 現在の仕様書案(1.1.15)は既に対応済	
1	管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 郵便番号	1.1.16 郵便番号						
1	管理項目	1.2 異動履歴データ	1.1.16 郵便番号	1.1.16 郵便番号						
1	管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.1 異動履歴	1.2.1 異動履歴		弊社のDB構造と異なるため、修正案はない。 この構造で確認したいのは、 ・履歴(最新ではなく)の追加・削除を行う場 合、どのような形でCUDがされるのか。履歴番 号がシーケンスだが、履歴を追加した場合や削 除した場合、以降の履歴番号はどうなるのか。 そもそも履歴の追加・削除は許容しない? (C)		2	修正して反映 20.0.4を追加	
1	管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.2 異動事由	1.2.2 異動事由	届出通知等の区分に軽微な修正が含まれていますが、届出通知等ではないと思われます。 ※『「軽微な修正」は住基CS上は異動事由コードだが、住記としての異動事由は職権修正で あるため、記載を維持。』と記載されていますが、住民票の届出事由としては別の区分を記載 するため、異動事由の扱いとしたほうがよいと思われます。(E)			1	意見を採用する 「修正の事由」の中に列挙する形で修正	
1	管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.2 異動事由	1.2.2 異動事由	個人番号訂正と個人番号修正の違いについてもう少し具体例を挙げて明記したほうが良いと思われま す。 【考え方・理由】に記載されていますが、どのような場合が訂正、修正に該当するのか違いが不明確だと思われま す。(E)			2	修正して反映 訂正、修正の記載は削除し、「修正の事由」の中に個人番号の修正事由 を列挙	

		該当項目(意見照会時)	該当項目(更新後)	増	減	その他	18の検討課題	対応方針	理由	
1管理項目	1.2異動履歴データ	1.2.2異動事由	1.2.2異動事由	現在の届出通知等の運用として、以下の区分も使用していますが、異動事由コードの扱いと同様、いずれかの区分にマッピングできればいいという認識でよいでしょうか。 他の届出区分： ・戸籍届出 ・戸籍通知 ・戸籍照合 ・行政区画変更 ・住居表示変更 ・町名地番変更 ・法附則第5条届出 ・虚偽 ・錯誤 ・誤記 ・実態調査 など (E)					4	対応済み 実装すべき機能において同旨を記載
1管理項目	1.2異動履歴データ	1.2.2異動事由	1.2.2異動事由		『なお、職権により住民票の記録、削除又は記録の修正を行う場合は、職権記録書に職権により住民票の記録等を行う事項を記載すること。』の記述は4.2職権に記載するべきではないでしょうか。(E)			1	意見を採用する 指摘の記載については4.2.0.1に移行	
1管理項目	1.2異動履歴データ	1.2.2異動事由	1.2.2異動事由		強制修正 ↓ 削除 法令では職権修正に該当するのであれば不要ではないでしょうか。職権修正とは別に特定目的のための異動事由として必要なのであれば、4異動の項に記載いただかないと必要性が判断できませんでした。 (B)	『強制修正』とは履歴なしの修正のことを指しているのでしょうか。(E)		1	意見を採用する 「強制修正」は削除する	
1管理項目	1.2異動履歴データ	1.2.2異動事由	1.2.2異動事由							
1管理項目	1.3その他の管理項目		1.2.2異動事由	在留資格情報自体の管理機能に関して記載が無いため、在留資格情報の追加や修正機能を追加すべきと考えます。 理由：ここ数年、在留資格情報が追加になる頻度が多く、標準機能として実装されることが望ましいと考えるため。(H)				1	意見を採用する 1.1.2において法第30条の45に規定する各項目を書き出す	
1管理項目	1.3その他の管理項目			1.3.3の議論に合わせて修正を 住所辞書コードは汎用的なものを使用し ↓ J-LISの提供する住所辞書を使用し 汎用的なもの、という表現では標準化できません。現在の市区町村間で発生する各種通知電文において、住所辞書の差異による課題も多数あります。標準化された住所辞書にすれば、デジタル化にもつながると考えます。 (B)				0	対応しない 全国住所辞書は複数の事業者が提供していることから、特定しないこととした。	
1管理項目	1.3その他の管理項目	1.3.1本庁・支所管理	1.3.1本庁・支所管理							
1管理項目	1.3その他の管理項目	1.3.2住居表示・地番管理	1.3.2住居表示・地番管理							
1管理項目	1.3その他の管理項目	1.3.3住所辞書管理	1.3.3住所辞書管理	・市区町村役場の郵便番号と住所の管理 ・市区町村名は、住基ネットで定義された統一文字コードでのデータ入力が可能 ・姓名辞書の管理 ・姓名辞書は地域性や出生の名前のトレンド性などにより、表示順（候補順）の自動制御 (I)		②郵便番号マスタの自動更新に関する要件については、閉じられた基幹系ネットワークにおいて、どのような更新を想定されているのか確認されたい。(G)		0	対応しない 全国的な辞書を使うこと、市町村コードは共通の5桁、住所コートは11桁にすることを明記。	
1管理項目	1.3その他の管理項目	1.3.3住所辞書管理	1.3.3住所辞書管理	住所情報は、職員でも容易に修正できること。住所コードは汎用的なものを使用し、同様に郵便番号についても管理できること。ただし、J-LIS提供の全国町字ファイルの住所コードとの相互変換を行える仕組みを有すること。 J-LIS提供の全国町字ファイルを標準とすることはいったん削除となったが、それでもなお、移行や連携、さらには今後のデジタル手続きの検討（転出証明書へのQRコードなど）を考慮した場合、共通化された住所コードが必要である。(C)	①住所情報を職員が容易に修正できることとした場合、住所辞書の更新時に書き込まれるため、どちらを優先させるかといった判断、それに伴う補助機能も必要となる。 住所辞書情報そのものは修正不可とし、「住所入力時に選択した住所情報を修正できること」といった記載に留めることとしてはどうか。(G) 『住所情報は、職員でも容易に修正できること。』は、必要でしょうか。 後に記載のある『住所辞書については全国的に提供されるものを使用すること。』と矛盾することにはならないでしょうか。 ※自治体によって差異が出ることは極力避けるべきだと思います。(E)		課題4 住所辞書管理 (1.3.3 住所辞書管理) 4-1 住所辞書は全国地方公共団体コードを使用した11桁の値とする。 構成は都道府県(2桁) + 市区町村(3桁) + 大字(3桁) + 小字(3桁)とする。 尚、都道府県コードはJIS X 0401に、市区町村コードは JIS X 0402に準拠すること。 大字、小字に関しては規定しない。 また、市区町村、大字、小字に関しては市町村合併や住居表示変更等で廃止となったコードも可能な限り含むこと。 住所辞書には、廃止となったコードに対し廃止となっていることが判断できる情報を提供すること。 各コードの値は(0~9)の数値を基本とするが、アルファベット(A~Z、但しIとOを除く)を使用可能とする。 4-2 職員による任意の住所辞書変更は許可しない	2	修正して対応 全国的な辞書を使うこと、市町村コードは共通の5桁、住所コートは11桁にすることを明記。	
1管理項目	1.3その他の管理項目	1.3.4方書管理	1.3.4方書管理							
1管理項目	1.3その他の管理項目	1.3.5備考入力事項管理	1.1.14備考 20.0.3異動履歴の記載	・異動事由に応じた備考年月日と備考文言の自動設定 ・同時に世帯主変更した場合の備考年月日と備考文言の自動設定 ・届出/通知に応じた備考文言の自動設定 ・変更項目に応じた備考文言の自動設定 (婚姻届出により本籍・筆頭者修正 など) (I)				4	対応済み 異動履歴を統合記載欄等を書くことで、御指摘の内容は含まれていると考えられる。	
1管理項目	1.3その他の管理項目	1.3.6和暦・西暦管理	1.3.5和暦・西暦管理	・大正と昭和等の境目(1926年12月25日)の制御 (I)		マスタとして管理すべき項目は明確にする必要はないでしょうか。 ※元号のアルファベット表記(平成であればH、令和であればRなど)は差異が出る可能性があります。(E)		4	対応済み 年号の境目については、新旧の年号をそれぞれ使用できることとする。 (「1.1.8年月日の管理」の対応を参照。戸籍でそうなっているため、住基で直せない。) また、和暦・西暦については、既に管理項目として明確であると考えられる。	
2検索・照会・参照	1.3その他の管理項目	1.3.6和暦・西暦管理	1.3.5和暦・西暦管理	①照会できるデータ項目を全て明記した項番(要件番号)があってもよいと思う。 「1管理項目」に明記されているデータ項目が照会できればよいということだと思うが、「2.6異動履歴検索」の中に「旧氏・通称履歴が照会できること」、「2.8交付履歴検索」の中に「個人番号カードや住基カードの発行状況も照会できる」の記載があって、違和感がある。 (I)				4	対応済み 1.1.1及び1.1.2には管理項目を列記することにする。	
2検索・照会・参照	2.1検索機能		2.1.1検索機能	・画面ハードコピーにおける住所や氏名等のデータのマスク化 (I)				0	対応しない マスク化については実装の負担が大きいためから反映しないこととした。	

		該当項目(意見照会時)	該当項目(更新後)	増	減	その他	18の検討課題	対応方針	理由
2 検索・照会・参照	2.1 検索機能		2.1.1検索機能	<p>①検索履歴について、保存可能な最大件数を明記した方がよい。 保存は1件でよいのか、10件必要なのかなど、明確にした方がよいと思う。</p> <p>(I)</p> <p>保存される検索履歴の件数を明記した方がよい。 保存される件数がシステム単位でばらつきが出ないような閾値があった方がよい。 (H)</p>	<p>検索履歴の保存を『システム利用者ごと』と定義されているが、複数人での確認を行うケースなどを考慮した場合、必ずしも利用者ごとが望ましいとは考えにくい。端末単位が便利と考えられるケースもある。このことから、『システム利用者ごと』といった定義は行わず、管理の単位は各ベンダの創意工夫に任せることとされたい。</p> <p>※【考え方・理由】欄に「権限及び情報セキュリティ等の観点から、」とあるが、検索履歴に表示する情報を必要最小限とすることで利便性を優先した対応することも考えられる。また、再検索が面倒である等の理由により、他の職員がログインした状態で、そのまま利用してしまうケースも想定される。</p> <p>また、「同一個人を別処理にて検索する際には、特定された検索キーであっても再検索できる方が業務効率化の観点には適している」との記載があるが、その場合検索条件の保存ではなく、特定された個人を履歴として保持しておく方が効率的とも考えられる。「条件または特定された個人を履歴として保持できること」と定義し、各ベンダの創意工夫に任せることとされたい。</p> <p>(G)</p>			2 修正して反映	<p>「増」の意見については、「一定の件数」保存できることに修正。</p> <p>「減」の意見については、他の職員がログインしたままの状態では操作できないという状態は、データ管理やセキュリティの観点で懸念されるところであり、「システム利用者ごと」という原案を維持することとした。</p>
2 検索・照会・参照	2.2 処理画面		2.3.1処理画面						
2 検索・照会・参照	2.3 キーボードのみの画面操作		2.3.2キーボードのみの画面操作		<p>システム上全ての操作をキーボード操作可能とする要件なのか。 ソフトウェアや動作環境の制約上、どうしてもキーボード操作を行えない場合等が想定されるため、「処理の効率化のため、ショートカットキー等の複数のインターフェースを要していること」といった幅のある表現とされたい。(G)</p>			0 修正しない	分科会での議論において、構成員から強い要望があった箇所なので、原案を維持。
2 検索・照会・参照	2.4 検索文字入力		2.1.2検索文字入力		<p>片仮名・平仮名はどちらか一方で検索できれば十分である。 片仮名、平仮名間の読み替えについても、業務に不都合が発生するとは想定しにくい。(G)</p>			2 修正して反映	「片仮名・平仮名のいずれかで入力及び検索できること」に修正
2 検索・照会・参照	2.4 検索文字入力		2.1.2検索文字入力		<p>「2.7 あいまい検索、清音化検索等」と一本化できないか。 ほぼ同じことを記載しており、内容の詳細に揺らぎがあるため。(D)</p>			1 意見を採用する	2.4と2.7を統合。
2 検索・照会・参照	2.5 基本検索		2.1.3基本検索	<p>・過去の住所名での検索 ③住所の検索についても、氏名の検索と同様に、過去のデータを横断的に検索できた方がよい。 市町村からの要望が多い (I)</p>				2 修正して反映	「氏名及び住所の検索は過去のものも横断的に検索できること」に修正。
2 検索・照会・参照	2.5 基本検索		2.1.3基本検索		<p>①「旧氏」と「旧姓」の記載があり、「旧氏」に統一した方がよい。また、旧氏併記の旧氏である旨を明記した方がよい。</p> <p>「旧氏」とは旧氏併記の旧氏、「旧姓」とは転入届と同時に婚姻届があった場合の旧氏と思うが、検索できるのは前者のみでよいと思う。 (I)</p>			1 意見を採用する	旧氏に統一 なお、本仕様書においては旧氏については「旧氏併記の旧氏」を指し、例えば1.1.1のように転入と同時に婚姻した場合の旧氏についてはその旨を明記していることから、修正は表記の統一のみとする。
2 検索・照会・参照	2.5 基本検索		2.1.3基本検索		<p>①旧氏と旧姓の表記ゆれがあるので、修正した方がよい。(H)</p> <p>②『外字検索、検索文字選択のためのサポート機能が提供されていること。(例：外字を選択するための手書き入力、手書き入力による文字選択等)』は削除した方がよい。</p> <p>過剰機能と思う。日本人であれば、2.7の異体字や正字も含まれた検索機能で十分であると思う。漢字圏の外国人なら、在留カード番号などの他の項目での検索でも可能だと思う。 (I)</p> <p>②以下の文言は削除した方がよい。 外字検索、検索文字選択のためのサポート機能が提供されていること。(例：外字を選択するための手書き入力、手書き入力による文字選択等)</p> <p>外字の手書き検索機能については、標準機能には該当しないと考えるため。 (H)</p>			2 修正して反映	<p>実装すべき機能において、「……提供されていること。」の後を、「具体的には外字を選択するための手書き入力、手書き入力による文字選択等が想定されるが、具体的な実装方法は規定しない」に修文する。 (例であり、これにとられる必要はないので、適切と思われるサポート機能が実装されればよいと考えている。)</p>
2 検索・照会・参照	2.6 異動履歴検索		2.1.3基本検索	<p>・過去時点の世帯構成員の照会 (1月1日時点の世帯構成員一覧の表示等) (I)</p>					2.1.3に年月日を特定しての検索ができることを追記。
2 検索・照会・参照	2.6 異動履歴検索		2.1.3基本検索	<p>①異動日や届出日、処理日などで検索する機能が必要なのであれば、検索可能な項目と、照会可能な項目を分けて記載した方がよいと思う。</p> <p>世帯や個人を特定した後に、1個人に対するの住民異動の履歴データが照会できればよい機能なのか、異動日等を指定して、1日分の住民異動を確認したい機能なのか判断できない (I)</p>	<p>異動履歴検索については、基本検索の補足として記載した方がよい。</p> <p>実務において、住民異動の履歴(異動日、届出日、処理日、異動内容、入力場所、入力端末)にて検索することはなく、個人特定後に各個人の照会画面から過去履歴を参照することが多い。旧氏・通称履歴での検索についても基本検索の補足事項として記載する程度でよいと考えられるため。 (H)</p>	課題13 2.6 異動履歴照会	13-1 氏名、旧氏、住所については過去履歴を含めて検索し対象者を特定できる機能とし、付随する機能として入力場所、異動内容、異動日、届出日が参照できること。	2 修正して反映	2.1.3に「異動履歴の検索については、氏名及び住所については過去履歴を含めて検索できること」を記載するとともに、2.2.1に「個人や世帯を特定した後に、1.2.1に規定する住民の異動履歴を照会できること」を記載した。
2 検索・照会・参照	2.7 あいまい検索、清音化検索等			<p>①氏名ふりがな検索について、2文字目以降が「う」の場合で、その直前の文字が「お段」の場合、「う」→「お」に変換して検索できること。を追加した方がよい。</p> <p>氏名ふりがなの清音化については、住基ネットの清音化ルールと同じ仕様にした方がよいと思う。 (I)</p>				1 意見を採用する	2文字目以降が「う」の場合で、その直前の文字が「お段」の場合、「う」→「お」に変換して検索できること。を追加
2 検索・照会・参照	2.7 あいまい検索、清音化検索等		2.1.2検索文字入力	<p>②異体字や正字も含まれた漢字のあいまい検索について、外字も含めて区別することなく検索できること。を追加した方がよい。</p> <p>漢字での検索は異体字や正字だけでなく、外字に対しても検索ができないと片手落ちになってしまうと思う。 (I)</p>				2 修正して反映	<p>実装すべき機能において、「外字を登録する際に、異体字を合わせて登録した場合は、それも含まれて検索できること」を追加。 (全ての外字が異体字を登録しているとは考えにくい。基本は読みで対応するが、もし異体字を登録してある場合は検索出来るようにする。)</p> <p>異体字検索は、一般市町村においては必須の機能とはしないこととする。</p>
2 検索・照会・参照	2.7 あいまい検索、清音化検索等		2.1.2検索文字入力	<p>③②について、氏名ふりがなと同様なルールを、全ての文字について記載した方がよい。また、外字については、何の文字で検索した時にヒットするか市町村職員が設定できる機能も必要である。</p> <p>包含するルールを明確にする必要があると思う。また、外字に関するルールについては、他社システム移行の際にルールの移行ができるインターフェース(変換テーブルなど)の定義も必要と思う。 (I)</p>				2 修正して反映	同上

		該当項目(意見照会時)	該当項目(更新後)	増	減	その他	18の検討課題	対応方針	理由
2 検索・照会・参照	2.7 あいまい検索、清音化検索等		0		①「氏と名との間のスペースキーを無視した検索」については、氏名を把握した上で検索を実行することを考慮すると利用頻度が極端に少なく、前方・後方・部分一致を用いることができれば不要と考える。 DB上管理されているスペース、対象文字を除去して突合することを考えると、実装した場合のレスポンス遅延も懸念される。(G)			0 対応しない	ほとんどのベンダで既実装されていると考えている
2 検索・照会・参照	2.7 あいまい検索、清音化検索等		2.1.2検索文字入力		②「異体字等も包含した検索」については、異体字の管理機能も併せて実装が必要となるほか、検索時のレスポンス遅延も想定される。カナ検索での代替も可能であるため、実装不要と考える。(G)			0 対応しない	ほとんどのベンダで既実装されていると考えている。
2 検索・照会・参照	2.7 あいまい検索、清音化検索等		2.1.2検索文字入力		③ワイルドカード検索は、現在活用している自治体もあり、実装しない機能としての明記は避けたい。EUC等での対応では2段階で処理を行う必要があり、利便性に欠ける。(G) 【実装しない機能】にワイルドカード検索できることとあるが、どのようなワイルドカードを実装しない機能とするか記載するようにしたい。 実装すべき機能内の「前方一致、部分一致」と区別がつきづらいため。(D)			2 修正して反映	ワイルドカード検索を実装しない機能に明示しないこととする
2 検索・照会・参照	2.8 交付履歴検索		2.2.2交付履歴照会			①検索可能な項目と、照会可能な項目を分けて記載した方がよいと思う。 特に、検索可能な項目が不明確なので、明確にした方がよいと思う。例：宛番号等、個人を検索キーにした検索が必要と思う。日時も、期間で指定できた方がよいと思う。場所も、利用者IDとか端末ID・プリンタIDという考え方もある。 発行状況中の記載事項については、本籍・筆頭者の記載を省略したことを保存しておくとか、交付した証明書の帳票イメージをPDF形式等でそのまま保存しておくという考え方などもある。(I)		2 修正して反映	検索と照会を分けて記載するとともに、2.1.3基本検索において検索可能な項目を明記
2 検索・照会・参照	2.8 交付履歴検索		2.2.2交付履歴照会			①本項の「発行状況」は、『7.1.1.3 カード管理状況』においては、「運用状況」と表記されており、「運用状況」に統一すべきである。(G)		2 修正して反映	「交付状況」に統一した。
2 検索・照会・参照	2.8 交付履歴検索		2.2.2交付履歴照会		②マイナンバーカードや住基カードの発行状況については、証明書と同様に市区町村が定める期間が適用される対象となるのか疑問である。 住基ネットから連携されるカードセキュリティ情報には、発行に関する情報は無く、例えば継続利用により前自治体から引き続き利用するケースにおいては、『受領日＝発行日』で無いため、機能要件に記載するのであれば、具体的にどの日付と比較して判断するか明確にする必要がある。(G)			4 対応済	現時点の交付状況が検索できればよいことから、今の仕様書案で対応できると考えている。
2 検索・照会・参照	2.8 交付履歴検索		2.2.2交付履歴照会	交付履歴として管理する帳票については、明確に定義したほうがよい。 証明書類（住民票、記載事項証明書、転出証明書）については管理することが前提で考えているが、住民票コード通知書や更新前の確認帳票などが含まれるのかを定義した方がよいと考えるため。(H)				2 修正して反映	実装すべき機能において、住民に対して出した確認帳票以外の通知・証明書全てを列記する。
2 検索・照会・参照	2.9 学区検索・学区表示		2.1.4学区検索・学区表示						
2 検索・照会・参照	2.10 文字コード照会等		2.2.3文字コード照会		文字コードの照会については、必ずしも住民記録システムに機能として搭載される必要は無く、必要に応じて専用のツールを提供する対応も可とされたい。(G)			0 対応しない	考え方にありとおり、戸籍上の文字との整合確認も行う業務上の要請から、当該機能は必要であるとと考えている。
2 検索・照会・参照	2.11 支援措置対象者照会		2.2.4支援対象者照会						
3 抑止設定	2.11 支援措置対象者照会		2.2.4支援対象者照会						
3 抑止設定	3.1 メモ機能		1.1.14.1メモ 3.1異動・発行・照会抑止	①公開区分（限定、全庁）を追加した方がよい。 ②以下の文言は削除した方がよい。 また支援措置対象者はその旨がわかること ①事務上、登録した業務（システム）のみで共有するか、全庁共有すべきかを切り分けして運用することが多いため。また、各業務システムで同じメモが登録されることの防止にもつながるため。 ②支援措置に関するメモは支援措置管理システムの注意喚起機能（ポップアップ）で管理すべきであり、特性上メモには登録すべき内容ではないと判断するため。 (H)	①メモ機能は削除した方がよいと思う。代わりに、抑止制御を行いたい場面を決め、それらを記載する方がよいと思う。 場面：DV支援措置者の管理、住民異動不受理者の管理、実態調査者の管理、成年被後見人の管理、証明書発行禁止者の管理（外字登録中など）など 『付箋貼付は画面実装に係る部分なので不要』とされており、純粋なメモ機能は削除した方がよい。 抑止制御を行うためのデータ管理としてメモ機能が使われると、他社へのシステム移行の際、データ移行ができない等の不都合が発生すると思われる。 抑止制御を行いたい場面を決め、メモ機能は標準仕様からは削除した方がよい。 (I)		課題5 メモ機能（3.1メモ機能） 5-1 支援措置対象者等抑止機能については別管理とする 5-2 メモ機能は抑止設定以外の章で、純粋なメモ機能として規定する	1 意見を採用する	支援措置対象者等抑止機能については別管理とするとともに、メモ機能は抑止設定以外の章で、純粋なメモ機能として規定する
3 抑止設定	3.2 異動・発行抑止		3.1異動・発行・照会抑止	・実態調査者の管理 ・成年被後見人の管理（成年被後見人資格通知の発行も必要） ・証明書発行禁止者の管理（外字登録中など） (I)				2 修正して反映	「支援対象者に対する抑止、排他制御、その他の抑止を管理できること」を追加

		該当項目(意見照会時)	該当項目(更新後)	増	減	その他	18の検討課題	対応方針	理由	
3	抑止設定	3.2 異動・発行抑止	3.1 異動・発行・照会抑止	<p>『異動入力や証明書発行などの処理ごとに』と記載されていますが、認識齟齬がないよう粒度については明確にする必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>参考までに弊社では、「異動処理」と「証明処理」でそれぞれ抑止設定が可能となっていますが、他業務については設定不可となっています。また、証明処理については、改製原住民票の単位で発行抑止の設定が可能となります。※印鑑登録業務における「異動処理」と「証明処理」もそれぞれ抑止設定が可能ですが、今回の議論の対象ではない認識。</p> <p>(E)</p> <p>職員同士の入力が増えないよう、更新処理中の住民データについてはロックをかけて、更新を抑止できる機能が必要ではないでしょうか。こういったシステムとして当然制御すべき機能については、標準仕様書には明記されず、住記業務として必要となる機能のみが明記される認識でよいでしょうか。</p> <p>(E)</p> <p>抑止の終了日を経過しても、抑止は自動的に終了しないこと</p> <p>広域交付やコンビニ交付についても、どうするか明確に記載する必要があります。※終了日経過した場合交付可能かどうか？</p> <p>窓口証明は臨機応変に対応可能だが、その他のシステムからの交付をどうするか明確に必要がある。</p> <p>また、DVは住記を起点として、他業務へ連携する項目なので、住民票は交付しなかったが、児童手当の申請書で子どもの住所を印字してしまうというケースが発生する可能性がある。市の事務としての統一が図れていない。これまでは、職員判断で、終了日を99999999で入力すれば、永久にどのシステムからも情報が洩れる事はなかったが、終了日を他システムへ連携させると、そこからは漏れる事になるのでは？</p> <p>(F)</p>	<p>住民票と同じで、抑止制御のデータ管理は個人単位、抑止は処理に応じて個人や世帯単位で制御できるとよいと思う。</p> <p>(I)</p> <p>抑止の一時解除並びに解除権限の個別設定、抑止の終了日を経過しても自動終了しない制御については、支援措置対象の設定に求められる機能であり、支援措置対象とその他の抑止を別々に定義した上で、その他の抑止については要件から外してよいと考える。</p> <p>その他の抑止については、終了日を有効活用して運用している自治体もあるのではないかと。</p> <p>(G)</p>		<p>課題14 3.2 異動・発行抑止</p> <p>設定の精度、範囲、制御方法のアーキテクチャなど詳細の議論必要</p> <p>14-1 抑止機能を以下の通り整理します。</p> <p>①照会機能（抑止なし、注意喚起）</p> <p>②証明書発行機能（抑止無し、注意喚起、発行不可）</p> <p>③異動制限機能（抑止無し、注意喚起、異動不可）</p> <p>14-2 抑止機能は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援措置対象者に対する抑止機能 ・異なる職員様が同じ人に対して更新を行えないようにする排他制御 ・その他の抑止 <p>に分けて整理する。14-1既定の処理レベルについて、支援措置対象者に対する抑止機能では、照会時の注意喚起、発行不可、異動不可とする。他は各社の判断に委ねる。</p>	2	修正して反映	「3.1異動・発行・照会抑止」を設けるとともに排他制御機能についても記載。併せて3.4は削除。
3	抑止設定	3.3 他システム連携	3.2他システム連携							
3	抑止設定	3.4 事由管理	3.1異動・発行・照会抑止	<p>①【実装すべき機能】に、「抑止設定の処理を管理できること」(L1542～1542)と記載されているが、個人単位と世帯単位を意識し、処理を明確に記載した方がよいと思う。</p> <p>処理の分け方も検討した方がよい。</p> <p>処理：異動系処理、証明発行系処理、一覧表発行系処理など。</p> <p>処理：転入、転出、住民票写しの世帯全部発行、世帯一部発行など。</p> <p>処理：特定個人情報（副本）、広域交付、コンビニ交付など。</p> <p>(I)</p> <p>抑止機能については区分を明確化した方がよい。</p> <p>例として、以下の3つの区分に分けて管理できることを明記した方がよいと考えるため。</p> <p>①照会機能</p> <p>②証明書発行機能</p> <p>③異動制限機能</p> <p>(H)</p>				2	修正して反映	3.2と3.4を統合し、3.1異動・発行・照会抑止を設ける
3	抑止設定	3.5 備考出力								
3	抑止設定	3.6 消除対象者記載	3.3消除対象者記載							
3	抑止設定	3.7 支援措置	3.4支援措置	<p>①支援措置の終了日については、終了予定日と終了日の2つの項目を管理し、期限終了間近の判断は終了予定日を元に判断した方がよい。</p> <p>終了予定日を設けることで、支援措置の保護期間を超過した場合も、「期限期間超過」状態として引き続き支援措置保護を実施することができると考えるため。また、人口規模の大きい自治体については、DVの期限延長処理をシステムで処理する事務が現実的ではないと考える。</p> <p>(H)</p>				0	対応しない	原案を維持する
3	抑止設定	3.7 支援措置	3.4支援措置		<p>②以下の文言は削除した方がよい。</p> <p>また、支援措置の期間終了の1か月前から支援対象者の住民票を表示する端末画面及びデータベース上において、1か月以内に支援措置の期間が終了する旨のアラートを表示できること。</p> <p>支援終了期間間近のアラート標記機能は、標準機能には該当しないと考えるため。</p> <p>(H)</p>			0	対応しない	要領第5-10-キに延長の申出を受ける旨が記載されており、漏れを防ぐためにアラートは必要。
3	抑止設定	3.8 住民異動不受理	3.5住民異動不受理	<p>DVは1年以上経過しても、自動で終了とならないが、不受理申し出については、終了日ともに、警告も不要で終了としてよいのか？</p> <p>DVと不受理は違うものだが、似た機能なので、統一した方がよいのでは？</p> <p>(F)</p>				0	対応しない	住民異動不受理申請による抑止設定については、住基法上の規定はないため、実装しない機能として整理。
4	異動		0							
4	異動	4.0.1 異動対象者	4.0.1 異動対象者							
4	異動	4.0.2 異動先世帯、異動による消除	4.0.2 異動先世帯、異動による消除	<p>異動処理において、当該異動処理の対象者が異動後に住民でなくなるような異動処理（例：転出、死亡）については、1.1.5（除票）の定めるところにより、当該住民データを消除し、除票とすること。一部を選択する場合には、世帯検索から対象者が一部となるべき対象者を選択できること。また、異動者が世帯主の場合は4.0.5（世帯主不在となる場合の処理）および4.0.12（世帯主不在の場合の処理）の定めるところにより、引き続き住民となる世帯の内容を表示しながら、必要な情報の入力（当該世帯における統柄の設定を含む。）ができること。</p> <p>一部消除の異動で世帯主が消除となる場合、同時に新世帯主を指定する必要があるため、左記の記述を追加する。</p> <p>(A)</p> <p>①【実装すべき機能】の中に、『一部を選択する場合には、世帯検索から、対象者が一部となるべき世帯を選択でき』(L1686～1687)と記載されているが、『～、基本検索から、～』の方がよいと思う。</p> <p>①細かいことではあるが、世帯検索という機能は基本的には無く、個人を検索して世帯を特定する機能になる。(I)</p>			<p>課題6 世帯主が消除となる場合（4.0.2 異動先世帯、異動による消除）</p> <p>6-1 世帯主が消除となる場合、新世帯主を指定できるようにする</p> <p>6-2 新世帯主の指定は異動後の（異動先）の世帯の中から指定できるようにする</p> <p>4.0.2 修正</p> <p>一部を選択する場合には、世帯検索から、対象者が一部となるべき世帯を選択でき、</p> <p>↓</p> <p>一部を選択する場合には、基本検索から、対象者が一部となるべき世帯を選択でき、</p>	2	修正して反映	「一部を選択する場合には、基本検索から、対象者が一部となるべき世帯を選択でき、」に修正
4	異動	4.0.3 異動日	4.0.3 異動日	<p>異動日については、処理日当日でないにせよ近い日付であることが大半であり、入力誤り防止の観点からも処理日当日が初期設定されていることが望ましい。(G)</p>				0	対応しない	分科会等における議論の結果、処理日当日が異動日ではないケースの方が多いという整理となったため。
4	異動	4.0.3 異動日	4.0.3 異動日	<p>「異動日は、異動事由：転出を除き処理当日以前の日のみを入力できること。」として機能定義が必要。(D)</p>		<p>【考え方・理由】に異動事由：転出の際に未来日の入力可能な記載があるが、機能定義として明示することでより分かりやすい。(E)</p>		0	対応しない	原案と同じ趣旨が明らかと考えられるため。
4	異動	4.0.3 異動日	4.0.3 異動日							
4	異動	4.0.4 異動事由								
4	異動	4.0.5 世帯主不在となる場合の処理	4.0.4 世帯主不在となる場合の処理	<p>世帯主不在の場合に、世帯主を設定する処理以外で可能とする異動についても明記いただきたいです。</p> <p>弊社の自治体においては、世帯主設定以外は不可とする自治体と職権の異動は可とする自治体が存在します。(E)</p>	<p>②【実装すべき機能】に、『残存世帯員が1人となる異動の処理を行う場合は、自動で、職権により当該残存世帯員を世帯主とする処理を行うこと』(L1763～1765)と記載されているが、自動である必要はないと思う。残存世帯員が2人以上の場合と同じ機能でよいと思う。</p> <p>③②の機能を残すのであれば、『自動で～世帯主とする処理を行い、世帯主変更通知書を出力すること』がよいと思う。</p> <p>②過剰機能と思う。</p> <p>③残存世帯員が1人の場合、「世帯主変更通知書を出力すること」の記載がない</p> <p>(I)</p>		<p>課題7 世帯主不在となる場合（4.0.5 世帯主不在となる場合の処理）</p> <p>7-1 世帯主不在となる場合、世帯主を自動で設定する機能は実装しない</p> <p>7-2 ただし世帯主が設定されていないことのチェックは実施する</p> <p>7-3 世帯主が消除となる場合に準じて手動で新世帯主を設定する</p>	2	修正して反映	法律上、世帯主不在の場合であっても異動を認めないということではないので、実装すべき機能に「世帯主が不在となる世帯の他の世帯員について、4.1（届出）を含めた異動処理が行えること。」を追加。また、考え方に「世帯主が不在となる場合に、世帯主設定の処理以外は不可とする自治体や、職権の異動処理のみを可とする自治体が存在するが、制度上、世帯主不在の場合であっても、届出があった場合は異動処理を行わなければならない。」を追加。

		該当項目(意見照会時)	該当項目(更新後)	増	減	その他	18の検討課題	対応方針	理由
4異動		4.0.6 本籍入力補助	4.0.6 本籍入力補助		「再転入者で、本籍地を本人の履歴から候補として選択できるようにした場合、市町村合併で現在存在しない本籍地は、表示されないようにする。」について、管理する全国住所ファイルとの実合が必要となり、レスポンスの遅延が懸念される。 また、非表示とすることによる効果も薄いと考えられる。 (G)			0 対応しない	合併市町村が履歴から表示されると入力ミスにつながりやすく、これを防ぐ必要があると考えられる。
4異動		4.0.6 本籍入力補助	4.0.6 本籍入力補助		『本籍地等の(旧)町名等が入力できること』について、内部で保持するコード等を考慮すると住所辞書の要件として追加すべきだと考えますが、いかがでしょうか。(E)			0 対応しない	住所辞書の機能については、住民記録システムの標準仕様書においては記載しない。
4異動		4.0.7 方書入力補助	4.0.7 方書入力補助		「住所地番からの方書候補表示、方書選択からの住所入力いずれかの入力補助機能を有すること。」といった幅のある表現とされたい。(G) 実装しない機能 方書から住所地番を候補として選択できる機能 方書を検索し、その方書の有無を確認する場合がある。 無い場合は、検索した方書とその住所をそのまま、新規で登録する機能もある。 標準仕様書が完成した段階で、【実装しない機能】として明記するのか、それとも検討段階の記録として残すのか、変わりますが、もし、この機能があった場合は、仕様書に従っていないとなり、NG機能となるのであれば、外してほしい。(F)		課題8 方書入力補助 (4.0.7 方書入力補助) 8-1 実装しない機能からは外す(実装を許す) 8-2 「住所地番からの方書候補表示、方書選択からの住所入力いずれかの入力補助機能を有すること。」といった幅のある表現とする	0 対応しない	構成員へ意見照会を行ったところ、方書→住所は実装していない自治体が多く、業務上なくても支障ないということだったので、持っていないベンダに新たに実装させるコストを鑑み、不要と整理。 標準仕様書の考え方・理由の欄に不要と整理した理由を追記
4異動		4.0.8 審査・決裁	4.0.8 審査・決裁	①【実装すべき機能】の【仮登録状態～】に、『他課参照不可』(L1862)と記載されているが、仮登録状態の個人を含む全世帯構成員が参照不可なのか、証明書発行時と同様に仮登録前のデータでは参照可能なのかなど、明確に記載した方がよいと思う。(I)				2 修正して反映	誤った記載情報が他システムに流れないようにするという観点から「他課から仮登録中のデータの参照ができないようにする。(仮登録前のデータが参照できることとする。)」と修正する
4異動		4.0.8 審査・決裁	4.0.8 審査・決裁		一括の本登録については、関連帳票の出力遅れ等も懸念されることである。決裁更新といった一般的な運用の流れを考えるとそれほど需要も想定されないため、一括して本登録する機能の実装は、各ベンダの創意工夫に任せるとされたい。(G)			0 対応しない	構成員から、一定以上の規模の市区町村であれば、一括本登録機能がないと実務上支障が生じるとの意見があった。必要があることを分科会等の議論で確認済のため、反映しない。
4異動		4.0.8 審査・決裁	4.0.8 審査・決裁		仮登録状態の住民票発行において『証明書コンビニ交付において、仮登録中のデータに基づく証明書を発行できないようにする(仮登録前のデータに基づく証明書を発行するようにする。)]と記載がありますが、発行不可とするかは自治体によって選択可能とするのはいかがでしょうか。 ※【考え方・理由】に仮登録前の証明書を発行する自治体があるための記載とは認識していますが、弊社の自治体においては異動入力中は、広域交付、コンビニ交付ともに発行不可としてほしいとのことでも対応しています。(E)			2 修正して反映	証明書発行時には、「仮登録中のデータに基づく証明書は発行できないようにする。(仮登録前のデータに基づく証明書を発行するようにする。)]」に修正
4異動		4.0.8 審査・決裁	4.0.8 審査・決裁		仮登録状態で他課参照不可としておりますが、これは仮登録中の異動情報が反映されていない状態を指しているという解釈で問題ないでしょうか。それとも仮登録状態にある住民は一律参照不可とするということでしょうか。後者であった場合、自治体や異動内容によっては仮登録から決裁まで時間がかかる場合があり、長時間他課参照不可とすることを必須機能にはするべきではないと思います。(E)			2 修正して反映	誤った記載情報が他システムに流れないようにするという観点から「他課から仮登録中及び仮登録前のデータの参照ができないようにする」と修正する
4異動		4.0.9 入力確認・修正	4.0.9 入力確認・修正						
4異動		4.0.10 一括入力	4.0.10 一括入力		現住所を直前に入力した別世帯の現住所から適用する機能は用途が局所的であり、標準機能としては不要と考える。(G)			0 対応しない	実装しない機能になっているので、修正不要。
4異動		4.0.10 一括入力	4.0.10 一括入力		弊社では、左記の機能を保持していないかつこれまで要望としていただいたこともないため、どのような運用を想定した機能か判断できかねますが、入力補助という位置づけなのであれば、一部異動の際に、入り先の世帯の情報を参照できることなどの記載としたほうがいいのではないのでしょうか。 また、直前の異動内容を参照できることについて、いつまで情報として保持しておく必要があるのかなどが不明確であるため、そちらについても明記いただければと思います。 ※異なる端末やユーザーでも参照できるようにするのかなど。(E)			2 修正して反映	単に世帯の人数が多いときの入力補助なので、いつまで情報を保持するかは決める必要はない。 同一のユーザーが世帯員の多い世帯について入力する際の機能をイメージしているため、実装すべき機能に「同一のシステム利用者が」を追記し、同一ユーザーの場合のみ情報が保持されるべきことを明示するかたちで修正。
4異動		4.0.11 住民異動届受理通知	4.1.0.3 住民異動届受理通知			4.1.0.3 『宛先は旧世帯主ではない法定代理人が届出者となっている場合も想定され、そもそも異動者本人に通知することとされていること、15歳未満の場合は旧世帯主宛で送付していることから、異動前住所又は異動者本人に限定する。』の記載から「異動者本人」に限定した理由が不明瞭です。また、15歳未満の方が異動者本人だった場合は、宛先は誰を設定するのでしょうか。(E)		2 修正して反映	事務処理要領に合わせて、宛先は異動前住所・届出者本人に修正
4異動		4.0.12 世帯主不在の場合の処理	4.0.5 世帯主不在の場合の処理		世帯主変更依頼通知書及び世帯主変更通知書については、どの世帯員宛ての通知書を発行するか選択できること。 ↓ 残った世帯員から配偶者、第1子、第2子等の順で、世帯主が消除以前の状態で住民票上記載される最上位の世帯員に送付することで差し支えない。 本機能を追加するためには、指定された世帯員の情報を住民記録マスタ上か別途作成したテーブル等に情報を保持する必要性が発生します。また、職員が指定可能とする為にオンラインシステムの改修が不可欠となり、多大な工数を必要とします。 尚、世帯主不在となった場合、職員が職権で送付対象者を決定する場合も、同様の考え方で決定されるものと考えられ、機能の必要性は低いと思われます。対象の異動数も全異動に対して少なく、本機能の為に全ベンダが費やすコストを考えるとベンダの負担が多大であると考えます。(A)			2 修正して反映	通知の宛先について、意見を踏まえ必要な修正をする。
4異動	4.1 届出								
4異動	4.1 届出	4.1.0.1 届出に基づく住民票の記載等	4.1.0.1 届出に基づく住民票の記載等						
4異動	4.1 届出	4.1.0.2 届出日	4.1.0.2 届出日	①4.0.3異動日・処理日、申出日、通知日も含めて、各異動処理の項番の中へ明記した方が分かり易いかもと思う。(可能であれば、マトリックス表の方がよいと思う。) 住民票写しの【異動履歴】の記載要領や備考の記載要領などを整理されるにあわせて、これらの年月日についても整理され、可能であれば、各異動事由に対してマトリックス表にいただけると幸いです。 ※弊社ユーザでは、出生の届出の場合、異動日(誕生日)と届出日は住民票の各項目へ記載し、処理日は備考欄の備考年月日として、備考文言を「[処理日]戸籍届出により記載」としているところがあります。 (I)				0 対応しない	全体の構成の方針として、共通する部分については総論部分に記載するという方針により作成。

		該当項目(意見照会時)	該当項目(更新後)	増	減	その他	18の検討課題	対応方針	理由	
4異動	4.1届出	4.1.1転入	4.1.1転入			各ベンダー様のご意見を見ると、章立てとしては転入を様々なに分ける記載が多いが、どのような転入でも世帯員が同時に転入する場合には、国外転入、国内転入、特例転入、外国人の30条46であっても同時に入力可能とするべきではないか？ 転出も同様。 であれば章を分けて記載し、同時入力可能なものとして記載したらどうか？ システムの都合により、分けてしか入力できないとなると、全部・一部の区分が異なり世帯の増減が異なってしまう事になりますし、他課への異動連絡の際に混乱を生じされることとなると考えられます。 (D) ---- 4.1.1 転入 質問1：「同時入力」について、具体的にどのようなことなのか補足説明をお願いします。 回答1： 意見をお送りした当時、章立ての検討も行って		0 対応しない	章立てと同時入力の可否は連動するものではないため、原案のままとする。	
4異動	4.1届出	4.1.1.1 転入者情報入力	4.1.1.1 転入者情報入力	・現住所の郵便番号の管理 ・行政区、町内会、隣組の管理 ・旧個人番号の管理 ・連絡先電話番号（世帯、個人）の管理 ・小学校区、中学校区、投票区の管理 ・転入と同時に結婚した場合の旧氏の管理 ※旧氏併記の旧氏とは別 ・転出入理由の管理 ※人口統計県報告を行うための集計区分 ・他システムから移行されたデータも含め、古いデータについては、未設定の項目や、関連項目のつじつまが合っていない程度は許容できる ・転入前住所（未届地、最終地を含む）、転出先住所（予定、確定）、本籍のそれぞれについて、J-LIS全国住所コードの管理 ※住基ネットへの電文送信先を判定する ・届出人区分の管理 ※住民異動届受理通知の印字有無を制御する区分 ・転出証明書が有り個人番号付番済みの住民であっても、出生と同様に、住基ネットから個人番号の取得ができる (I)					2 修正して反映	管理項目として管理すべきものについて、検討の上、1.1.1等に反映する。
4異動	4.1届出	4.1.1.2 再転入者	4.1.1.2 再転入者	・住在外者の宛名番号を引き継ぐことができる ・宛名番号に紐付いている固定資産税等の他業務のデータ有無が確認できる (I)				4 対応済み	宛名番号の引継については、現在の仕様書案（1.1.13）で既に対応済み。税情報の有無については、住民記録システムで管理するものではないため、対応しない	
4異動	4.1届出	4.1.1.2 再転入者	4.1.1.2 再転入者		特例転入時の初期表示について、氏名のみ除票情報を優先することとしているが、システム制御を煩雑とする一方、効果は薄いと思われる。 また、システム操作者が当該項目のみ除票情報から記載されていることを判断するには、メッセージ表示等以外に方法が無く、混乱を招くことが想定される。(G)			0 対応しない	分科会での議論のうえでの結論。	
4異動	4.1届出	4.1.1.3 特例転入	4.1.1.3 特例転入							
4異動	4.1届出	4.1.2 転居	4.1.2 転居							
4異動	4.1届出	4.1.2.1 同一住所への転居	4.1.2.1 同一住所への転居	【不要とする機能】 同一住所（地番）の別領域の家屋へ異動した場合について、自動で備考欄に「同一住所への転居」と記載できること ↓ 【同一住所転居】 歳が関1丁目1番地 令和元年5月10日 転居 令和元年5月15日 届出 歳が関1丁目1番地 令和元年7月10日 転居 令和元年7月15日 届出 【転居日誤りの訂正】 歳が関1丁目1番地 令和元年5月10日 転居 令和元年5月15日 届出 令和元年5月12日 転居 令和元年5月15日 届出 令和元年8月10日 転居日誤りにより訂正 備考が無いと、転居なのか、転居日を訂正したのか不明。 転居の場合は、通常備考の記載はしていないため。 (F)					0 対応しない	1.2.1（異動履歴データ）において、異動履歴のデータについては時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式により管理することとしており、区別がつかないということは起こらないと考える。
4異動	4.1届出	4.1.2.1 同一住所への転居	4.1.2.1 同一住所への転居		同一氏の婚姻 同一住所への転居を住民票の記録事項とするのであれば、氏が同じもの同士の場合、履歴を作成するかしないか明確にしておいた方がよい。基本不要と明言しておきたい。(F)				0 対応しない	履歴の作成は必要。婚姻したら届出があるはずなので、異動履歴は当然作成する必要がある。
4異動	4.1届出	4.1.3 転出	4.1.3 転出	住基カード保持者の転出においては、継続利用の有無入力し転出証明書に記載する要件が必要である。(G)				1 意見を採用する	4.1.3.0.1に「住基カード保有者の転出においては、継続利用の有無を入力し、転出証明書に記載できること。」を追記	
4異動	4.1届出	4.1.3.0.1 未来日となる異動日	4.1.3.0.1 届出日以降の異動							
4異動	4.1届出	4.1.3.0.2 転出先入力	4.1.3.0.2 転出先入力	市区町村だけの入力 県までの予定は対応しなくて良いか？ 例えば、転出予定地が、那覇市ではなく、沖縄県 のケース (F)					2 修正して反映	市区町村のみでの入力にも対応
4異動	4.1届出	4.1.3.0.3 転出証明書等	4.1.3.0.3 転出証明書等	特定の自治体で再交付した回数管理および証明書への印字を求められたことがありますが、必須機能としては不要でしょうか。(E)					0 対応しない	標準的なニーズと言えるか不明のため原案のままとする。
4異動	4.1届出	4.1.3.0.3 転出証明書等	4.1.3.0.3 転出証明書等	職権消除者に対する転出証明書に準ずる証明書の発行において、転出証明書と同じ様式（タイトル等は準ずる証明書である旨）の自治体と、住民票除票の様式の自治体があります。 今回を機に様式の統一をいただくと改修やカスタマイズの工数を抑制できると思います。(E)					4 対応済み	20.2.2（転出証明書に準ずる証明書）に標準案を示している。
4異動	4.1届出	4.1.3.0.3 転出証明書等	4.1.3.0.3 転出証明書等	特定の自治体において転出証明書の廃棄処理を行っております。転出証明書の廃棄の取り扱いについて明確にいただくとカスタマイズの工数を抑制できると思います。(E)					0 対応しない	住民記録システムとして、廃棄処理に関する機能を持つ必要はないと考える。
4異動	4.1届出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出							
4異動	4.1届出	4.1.3.1 転入通知の受理	4.1.3.1 転入通知の受理	実装しない機能として『実態調査等により住民票を職権で消除した者について、転入通知を受理した場合の入力ができること。』が記載されていますが、実際には確定処理を行っている自治体が多数である印象です。 上記より、職権消除者にも確定処理を行える必要があると思われるかもしれませんがいかがでしょうか。 ※おそらく他業務の連携によって他課も活用していると想定されます。 (E)					2 修正して反映	4.1.3.1.1において、「実態調査等により住民票を職権で消除した者について、転入通知を受理した場合の入力ができること。」を追記。

		該当項目(意見照会時)	該当項目(更新後)	増	減	その他	18の検討課題	対応方針	理由
4異動	4.1届出	4.1.3.1.1 転入通知の受理	4.1.3.1.1 転入通知の受理						
4異動	4.1届出	4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理	4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理			「CSから受信した転入通知情報を基に転入先の郵便番号が登録できること。」について、転出先へ通知の発送等が必要となった際に必要ではないか。発送の都度全国住所ファイルと比較して導出するのは処理時間がかかってしまう。(G)	●以下の記述を追加する 郵便番号は転入通知情報を基に住民記録で登録(保持)できること	2	修正して反映 郵便番号は管理項目としている。(1.1.17) 「考え方・理由」から機械的に生成できる旨を削除した上で、4.1.3.1.2の実装すべき機能に記載する。
4異動	4.1届出	4.1.3.1.3 CSからの受信がない場合の転入通知の受理	4.1.3.1.3 CSからの受信がない場合の転入通知の受理	参考情報とはなりますが、弊社のシステムでは転出時の入力内容とCSから受信したデータが一定の条件(自治体によって条件が異なる)によって自動で処理できる機能を有しています。上記より、一括で取り込めるデータの判断が自治体によって異なることが想定されます。				0	対応しない 標準的なニーズと言えるか不明のため原案のままとする。
4異動	4.1届出	4.1.3.1.4 国外転出【P。果たして必要か?】		参考情報とはなりますが、弊社のシステムでは転出予定者と確定者を明確に分けているため、国外転出者における左記の処理は日次のバッチ処理にて対応しています。別途論点となっておりますが、除票を別TBLで管理するとなった場合には必要となってくる認識しております。(E)				0	対応しない 現在の仕様書から既に落としている
4異動	4.1届出	4.1.3.1.5 転入通知未着者一覧作成【P】	4.1.3.1.4 転入通知未着者一覧作成【P】				①【実装すべき機能】に、『住所地の市町村による定期調査又は随時の実態調査等によって当該市町村に住所を有しない者を確認し、職権で削除したが、転入先からの転入通知がない場合、未着者の一覧を作成できること』(L2393~2395)と記載されているが、『国内転出で削除したが、転入先からの転入通知がない場合、未着者の一覧を作成できること』の記載誤りと思う。 どのペンドの住民記録システムも、職権削除した場合、住基ネットへ戸籍附票記載事項通知を送信していると思う。(I)	1	意見を採用 4.1.3.1.4の記載を修正
4異動	4.1届出	4.1.3.1.5 転入通知未着者一覧作成【P】	4.1.3.1.4 転入通知未着者一覧作成【P】			職権削除の戸籍の記載事項通知附票の最終住所は、市内になっているが、住民票は除票となっている。証明書を交付したときに、同期があていないが問題ない可でしょうか?特に市内本籍のとき。(F)		1	意見を採用 同上
4異動	4.1届出	4.1.4 世帯変更	4.1.4 世帯変更						
4異動	4.1届出	4.1.4.1 世帯変更	4.1.4.1 世帯変更						
4異動	4.1届出	4.1.4.2 世帯主変更による続柄設定	4.1.4.2 世帯主変更による続柄設定						
4異動	4.1届出	4.1.4.3 事実上の世帯主	4.1.4.3 事実上の世帯主	法適用外の外国人(在外米軍や外交官等)や児童養護施設へ入所している場合の施設長等、事実上の世帯主を管理し、○○欄へその者の氏名が記載できること。 本項目は「備考欄へその者の氏名が記載できること。」となっています。一方、住民票様式の検討では「住民票の写しにおける履歴の記載方法については、統合的に記載する欄に表示する方式(A方式)」とすることも検討されています。 事実上の世帯主を記載する機能要件には、 ①異動の履歴中に記載されるものではない。 ②改製が発生した場合でも引き続き記載が必要になる。 (住民の求めにより表示するといった機能要件も必要です。) 従って、レイアウト上「備考欄」ではなく、別途項目を確保して記載すべきものと考えます。また、合わせて住民票の写しや記載事項証明書等のレイアウトの検討も必要で、その結果に従って記載の見直しが必要と考えます。(A) ①【実装すべき機能】に、『備考欄へその者の氏名が記載できること』(L2472~2473)と記載されているが、『備考欄へ、「事実上の世帯主:その者の氏名」が記載できること』とした方がよいと思う。 項目タイトルも印字した方が分かり易いと思う。(I)	現在は使用の頻度が極端に少なく、発行抑止+切り貼り等の対応でも十分運用が行えるのではないか。(G)			4	対応済み 1.1.14(統合記載欄)において、備考として記載することとしているC類型の記載例として明記。
4異動	4.2職権		4.1.4.3 事実上の世帯主	①異動処理毎(職権に限らず全ての異動)に各課に案内するためのメッセージを表示する機能。(異動事由と年齢、「日本人or外国人」を判定し、事前に登録したメッセージを表示) (J)				0	対応しない 画面に関する事なので、本仕様書の対象外。各システムで要求するときに住民記録システムに取りに来ればいいので、他システムで整理すべきことと考える。
4異動	4.2職権	4.2.0.1 職権による住民票の記載等	4.2.0.1 職権による住民票の記載等	職権による住民票の記載等として、職権記載(4.2.1)、職権削除(4.2.2)及び職権修正(4.2.3)の処理が行えること。 また、届出、通知、申出、照合がわかるようにすること。 1.2.2の異動事由に合わせる事と、異動事由をわける提案も出ていることから。 (F)				0	対応しない 1.2.2の異動事由に合わせた分類とする。
4異動	4.2職権	4.2.0.2 届出の準用	4.2.0.2 届出の準用			①「4.1に規定する異動処理については、届出がない場合、職権によっても行えること。」について 1)世帯合併や世帯分離、世帯構成変更等の2世帯間異動は職権修正で行える必要が無いと考えております。行えるとした場合、 ・「2世帯間の異動」 ・「異動元世帯の世帯員情報修正(氏名、ふりがな、住所、方書、続柄、性別、異動日、届出日等)」 ・「異動先世帯の世帯員情報修正」 の同時修正は可能とするのか等も標準仕様書に記載する必要があります。 (I)		0	対応しない 届出がない場合も職権で処理ができることを規定しているだけであり、同一の自治体において、事務処理上、同時修正が必要であれば、そのように処理して差し支えない。
4異動	4.2職権	4.2.0.2 届出の準用	4.2.0.2 届出の準用			2)帰化・国籍取得・国籍喪失のような「日本人or外国人の切替」は職権で実施不可と捉えていいのでしょうか?(職権で行える必要が無いと考えております。)(J)		0	対応しない 1.2.2異動事由において明記
4異動	4.2職権	4.2.0.3 戸籍通知	4.2.0.3 戸籍通知・戸籍情報の引用						
4異動	4.2職権	4.2.0.4 処理日	4.2.0.4 戸籍届出・申出日						

		該当項目(意見照会時)	該当項目(更新後)	増	減	その他	18の検討課題	対応方針	理由
4 異動	4.2 職権	4.2.1 職権記載	4.2.1 職権記載	①入力された住所地名に対応する方を候補表示する際に表示順を市町村の望む以下の順番にできる機能 1)「方書カナ」順 2)「住所コード」「番地」順 3)方書ライブラリ上で優先順を任意指定 (イ)				0 対応しない	画面に関することは、本仕様書の対象外。
4 異動	4.2 職権	4.2.1 職権記載	4.2.1 職権記載	②「全部」と「一部」のどちらを初期選択状態にするかを設定できる機能 (イ)				0 対応しない	画面に関することは、本仕様書の対象外。
4 異動	4.2 職権	4.2.1.0.1 住所設定・未届転入	4.2.1.0.1 住所設定・未届転入	住所設定処理が行えること。前住所地が不明で確定できない場合は、従前の住所欄に「不明」と入力できること。また、出生より、該当の住所に居住の確認ができた場合は「空欄」とすること。 未届転入の場合、従前の住所欄には未届の住所のうち直近のものを記載し、その末尾に（未届）と記載すること。最終登録住所地は（住民票記載事項ではない）データ項目として入力できること。 考え方の欄に記載しているので、本文中にも要求事項として、記載した方がよいと判断。（F）				1 意見を採用する	考え方に書いてあったものを、実装すべき機能のところにも書く。
4 異動	4.2 職権	4.2.1.0.1 住所設定・未届転入	4.2.1.0.1 住所設定・未届転入	4.2.0.1 届出日、通知日、申出日 【実装すべき機能】 届出を受けて職権記載または修正を行う場合、届出日を入力できること。 通知を受けて職権記載または修正を行う場合、通知日を入力できること。 通知日は、処理当日を初期表示すること。 申出を受けて職権記載または修正を行う場合、申出日を入力できること。 上記日付は、処理当日を初期表示すること。 【考え方・理由】 戸籍の届出を自庁で受け付けた場合は、戸籍の届出日より住記に登録する。 一方、他市で受理した戸籍の届出は9条2項により通知を受けた日をもって住記に登録する。 職権記載、職権修正、職権削除 共通して、「届出」、「通知」、「申出」の3つの日付があるので、記載した。9-2通知のことが記載されていないので、ここに追加しました。 例：以下の出生届が提出されて場合。 令和元年10月10日 出生 令和元年10月18日 届出 ●自庁で受理した場合 令和元年10月18日 届出により記載 ●他市で受理した場合（通知を受け取った日10/23） 令和元年10月23日 通知により記載 【考え方・理由】 （4.2.1.2から移動） 中核市長会ひな形においては、申出を受けて行う修正について、「届出修正」として規定されているが、法令上は届出修正という用語はなく、申出を受けて行う修正は、職権修正の一種である。 なお、窓口業務の性質上、何がきっかけで修正をおこなったかという根拠を明確にするため、申出を受けて行う職権修正と、申出なしで行う職権修正とを区別するニーズはあるが、異動事由として区別する必要はなく、申出に基づく修正であることが目視確認できればよいので、システム上、それが分かるようにすればよい。				1 意見を採用する	4.2.0.5として申出を追加し、記載、削除、修正に共通する部分については4.2の総論部分に記載することとする。
4 異動	4.2 職権	4.2.1.1.1 異動事由	4.2.1.1.1 異動事由			①「転入届と出生届が同時に提出された場合は、異動事由を「転入」と記載することとなっている。」について →異動事由（住民となった事由、住所を定めた事由、住基ネットCSへ送信する事由）を「転入」とすべきケースであれば、「4.2.1.1出生」で処理するのではなく「4.1.1転入」で処理すべきではないでしょうか。（「4.1.1転入」とは別に、出生処理の中に転入入力を受けなければいけない必要（理由）は特に無いと考えております） (I)		2 修正して反映	「異動事由として、1.2.2に規定する異動事由のうち出生を入力できること」とする。 また、転入届と出生届が同時に提出された場合については、4.1.0.1にも記載。
4 異動	4.2 職権	4.2.1.2（申出による）職権記載	4.2.0.5申出を受けた職権記載等	No16の意見と関連しますが、申出以外の届出事由については考慮しなくて問題ないでしょうか。 (E)				4 対応済み	申出以外についても4.2.0.1～4.2.0.4で網羅されている
4 異動	4.2 職権	4.2.1.2（申出による）職権記載	4.2.0.5申出を受けた職権記載等	（申出による）職権記載 申出を受けて職権記載を行う場合、申出日が入力でき、申出の事実がわかるよう備考欄に編集できること。 「システム上、それが分かるようにすること。」 とは、機能に落とす段階で、曖昧である。 また、該当項は 職権記載なので、修正→記載に変更 (F)				4 対応済み	4.2.0.5を追加するとともに「申出を受けて行ったことがわかるようにすること」に修正。
4 異動	4.2 職権	4.2.1.2（申出による）職権記載	4.2.0.5申出を受けた職権記載等	死亡と失踪宣告以外の事由としての職権削除は機能としては分けて必要ではないでしょうか。実態調査による職権削除等、通常運用でも発生するため、明確に記載しておくべきかと思えます。 (E)				4 対応済み	1.2.2の中で整理
4 異動	4.2 職権	4.2.1.2（申出による）職権記載	4.2.0.5申出を受けた職権記載等			【考え方・理由】 出生は、出生届をもって、職権で住民票に記載する。 しかし、なんらかの理由により、住民票が作成されていない事が後日市民の申出によって分かった場合、それを区別できるようにしておく必要がある。 レアケースであり、通常あり得ないこのなので、異動事由として区別する必要はなく、申出に基づく修正であることが目視確認できればよいので、システム上、それが分かるようにすればよい。 （申出による）職権記載なのに、職権修正の事が記載されている。 ※申出により、職権記載はレアケースだが、申出により修正は、ニーズありと思えます。 方書が間違っている。フリガナが違っている、続柄が間違っているなどは、申出がありそうです。（F）		4 対応済み	4.2.0.5の追加で対応
4 異動	4.2 職権	4.2.1.2.1 申出による旨の記載【P】	4.2.0.5申出を受けた職権記載等						
4 異動	4.2 職権	4.2.1.2.2 申出日	4.2.0.5申出を受けた職権記載等			①「申出を受けて職権修正を行う場合、申出日を入力できること」について →住民票の記載項目や地域情報プラットフォームの項目として「届出年月日」があるが「申出年月日」はありません。申出による職権修正で入力された「申出年月日」は「届出年月日」として出力していると思われるため、「届出日」「申出日」は入力項目としては分けたとしても、データベース上のデータ管理としては同一項目として扱った方が良いのでは無いか。 (I)		4 対応済み	同一項目と扱うこととしている
4 異動	4.2 職権	4.2.2 職権削除	4.2.2 職権削除	誤って住民登録してしまったデータを、検索や照会、除票発行からも対象外と出来るレベルで削除できる機能 ※誤登録してしまったデータは、業務上誤って参照したくないとのニーズから (J)				0 対応しない	分科会で議論したうえで整理
4 異動	4.2 職権	4.2.2.1 死亡	4.2.2.1 死亡	③死亡処理後に連動して、埋火葬許可証を発行する機能 (I)				0 対応しない	分科会で議論したうえで、実装しないこととしている

		該当項目(意見照会時)	該当項目(更新後)	増	減	その他	18の検討課題	対応方針	理由
4 異動	4.2 職権	4.2.2.1 死亡	4.2.2.1 死亡			<p>【実装すべき機能】</p> <p>4.0.4の規定にかかわらず、死亡の処理においては、死亡診断書に記載された、死亡日にて入力できるように、選択方式、および自由入力方式の両方の使用ができること。</p> <p>「死亡事由」という言葉が聞きなれない言葉なので、変更希望。(F)</p> <p>住民記録システムにおいては、「死亡事由」という言葉に馴染みが無く、具体的にどのような内容が明記されたい。(G)</p>		0 対応しない	現在の仕様書案では、実装しない機能として整理している
4 異動	4.2 職権	4.2.2.1.1 異動事由	4.2.2.1 死亡						
4 異動	4.2 職権	4.2.2.1.2 死亡日	4.2.2.1 死亡						
4 異動	4.2 職権	4.2.2.2 失踪	4.2.2.2 失踪						
4 異動	4.2 職権	4.2.2.2.1 異動事由	4.2.2.2 失踪						
4 異動	4.2 職権	4.2.2.2.2 失踪宣告日・届出日	4.2.2.2 失踪						
4 異動	4.2 職権	4.2.2.2.2 失踪宣告日・届出日	4.2.2.2 失踪	<p>4.2.2.3 職権消滅(その他)</p> <p>【実装すべき機能】</p> <p>4.0.4の規定にかかわらず、職権消滅の処理ができること。</p> <p>【考え方・理由】</p> <p>居住の実態が無い事が確認できた場合、職権で住民票を削除することができる。また、転入通知が届かない場合、通知未着により職権消滅とし、戸籍の附票の最終住所も職権消滅とする。</p> <p>実態調査や、通知未着による職権消滅の記載が無いため。(F)</p>				0 対応しない	特に留意すべき事由についてのみ記載することとしている。
4 異動	4.2 職権	4.2.3.1 修正	4.2.3.0.1 修正	除票や改製原住民票のデータを追加・修正・削除できる機能 (I)				0 対応しない	1.1.5 除票の実装しない機能で整理
4 異動	4.2 職権	4.2.3.1 修正	4.2.3.0.1 修正	『戸籍届出等に伴い世帯主の氏名が修正された場合は、併せて同一世帯員の世帯主名が職権で修正できること。』とありますが、細かいですがふりがなもあわせて修正できることが望ましいと考えます。(E)				1 意見を採用する	ふりがなについても追記
4 異動	4.2 職権	4.2.3.1 修正	4.2.3.0.1 修正	戸籍届出等に伴い世帯主の氏名が修正された場合は、併せて同一世帯員の世帯主名およびふりがなが職権で修正できること。(F)				1 意見を採用する	1.1.5、20.0.5に特別養子縁組について追記
4 異動	4.2 職権	4.2.3.1 修正	4.2.3.0.1 修正	前住所や転出先を制御する特別養子縁組については明確に機能要件として記載しておくべきではないでしょうか。(E)				1 意見を採用する	1.1.5、20.0.5に特別養子縁組について追記
4 異動	4.2 職権	4.2.3.2 軽微な修正	4.2.3.1 軽微な修正						
4 異動	4.2 職権	4.2.3.3 誤処理修正	4.2.3.2 誤処理修正	<p>住民票上の過去の履歴の修正についての記載が必要。</p> <p>上書き修正とするか、履歴を残した形での誤処理修正が可能として定義するかは検討が必要である。</p> <p>・先日の会議での総務省様のお話、及び自治体システム等標準化検討会の中のお話を聞くと、標準化中の扱いは誤記等で修正するような場合でも履歴を残した職権修正として扱うというお話が基本のように思います。最新履歴の記載項目の修正においては、問題ないように思うのですが、過去の住所の修正等は、どのように扱うべきか規定する必要はないでしょうか？その場合、該当の過去履歴を上書き修正可能として、備考欄に記載する対応が良いとするとあるとか、修正該当の履歴の次に修正後履歴としてデータを差し込むべきであるとか(そうすると、後で住民票を見た際にそのことを判別可能とするにはどのように表示すべきかというガイドラインも必要になるような気がします。)。 (D)</p>				1 意見を採用する	20.0.4に「異動履歴の記載の修正」追加。
4 異動	4.2 職権	4.2.3.1 (申出による)職権修正	4.2.0.5申出を受けた職権記載等						
4 異動	4.2 職権	4.2.3.1.1 (申出による)職権記載の準用	4.2.0.5申出を受けた職権記載等						
4 異動	4.3 住民票コードの異動		4.2.0.5申出を受けた職権記載等						
4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.1 住民票コードの記載	4.3.1 住民票コードの記載						
4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.2 住民票コードの変更・修正	4.3.2 住民票コードの変更・修正						
4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.3 住民票コードの修正等	4.3.3 住民票コード通知書等						
4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.1.1 住民票コードの付番	4.3.1 住民票コードの記載			<p>『なお、付番される住民票コードは蓄積されたものから無作為で選択されること。』について、CSからの受信の段階で規則性なく受信している認識です。</p> <p>そちらの受信した順序で住民票コードの付番を行うことは、上記の条件を満たしているという認識でよいのでしょうか。</p> <p>※【考え方・理由】では並び替えを行わない旨が記載されているため、上記で満たしていると認識していますが、記載内容だと蓄積した後、その中から無作為に選ぶことが要件として見えるため。(E)</p>		0 対応しない	こちらの認識と一致
4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.1.1 住民票コードの付番	4.3.1 住民票コードの記載	<p>新規付番用の住民票コードをCSから取得でき、蓄積できること。</p> <p>また、住民票コードの未付番者及び変更異動の場合、新規付番用の住民票コードが自動付番されること。</p> <p>なお、付番される住民票コードは蓄積されたものから無作為で選択されること。</p> <p>自動付番時に、蓄積された住民票コードの空き番レコードの件数が5000件(規定値)を下回る場合、アラートを表示すること。</p> <p>空き番レコードの残件数チェックが必要と考えるため。(C)</p>			蓄積された住民票コードの空き番レコードの件数が5000件(規定値)を下回る場合、アラートを表示すること。	2 修正して反映	アラートについて、「自治体が任意の設定した数を下回った場合」を追加。
4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.1.2 住民票コードの変更・修正	4.3.2 住民票コードの変更・修正						
4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.1.3 住民票コード通知書	4.3.3 住民票コード通知書等	<p>地域特有の問題となるため、定義することは難しいと思われませんが、大阪府の自治体において「住民票コード確認書」という通知を発行する機能を求められたことがあります。</p> <p>確認が必要ですが、大阪府全域で必要な場合、機能として求められることが多くなると想定されますが、そのような機能はどのような取り扱いとなるのでしょうか。(E)</p>				0 対応しない	現在の仕様書案(4.3.3)では、実装しない機能として整理している

		該当項目(意見照会時)	該当項目(更新後)	増	減	その他	18の検討課題	対応方針	理由
4異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.1.3 住民票コード通知書	4.3.3 住民票コード通知書等						
4異動	4.4 個人番号の異動	4.4.1 個人番号の指定	4.4 個人番号の異動						
4異動	4.4 個人番号の異動	4.4.2 請求に基づく個人番号の変更	4.4 個人番号の異動						
4異動	4.4 個人番号の異動	4.4.3 職権に基づく個人番号の変更	4.4 個人番号の異動						
4異動	4.4 個人番号の異動	4.4.4 個人番号の修正	4.4 個人番号の異動						
4異動	4.5 外国人住民に関する異動							0	対応しない 外国人住民に特有の事項を書くこととしている。
4異動	4.5 外国人住民に関する異動	4.5.1 法第30条の46転入	4.5.1 法第30条の46転入					0	対応しない 1.1.2に管理項目に「住居地の届出の有無」を追加。
4異動	4.5 外国人住民に関する異動	4.5.2 法第30条の47届出	4.5.2 法第30条の47届出					0	対応しない 法改正前の規定に基づくものであり、不要
4異動	4.5 外国人住民に関する異動	4.5.2 法第30条の47届出	4.5.2 法第30条の47届出					0	対応しない 1.1.2に管理項目に「住居地の届出の有無」を追加。
4異動	4.5 外国人住民に関する異動	4.5.3 帰化	4.5.3 帰化						
4異動	4.5 外国人住民に関する異動	4.5.4 国籍取得	4.5.4 国籍取得					0	対応しない 法改正前の規定に基づくものであり、不要
4異動	4.5 外国人住民に関する異動	4.5.5 国籍喪失	4.5.5 国籍喪失					0	対応しない 制度上は、転入前住所を引き継ぐこととなり、転居前住所を引き継ぐ必要はない
4異動	4.5 外国人住民に関する異動	4.5.6 在留資格取得	4.5.6 出入国管理庁通知に基づく修正及び削除						
4異動	4.5 外国人住民に関する異動	4.5.7 在留資格取消し・変更	4.5.6 出入国管理庁通知に基づく修正及び削除					0	対応しない 分科会等での議論を経て、特別永住者は事務処理において対応を分けることとしている。
4異動	4.5 外国人住民に関する異動	4.5.7 在留資格取消し・変更	4.5.6 出入国管理庁通知に基づく修正及び削除					2	修正して対応 『特別永住者を除き自動で更新できること』とありますが、特別永住者から中長期在留者になる出入国在留管理庁通知については意図的に自動更新させないということでしょうか。また特別永住者に対する各種修正系の通知も同様に自動更新させないのでしょうか。(E)
4異動	4.5 外国人住民に関する異動	4.5.8 入管法の住居地届出	4.5.7 入管法の住居地届出					1	意見を採用する 『・整合性確認機能は不要である。』および『なお、区画整理・住居表示変更等に伴う一括送信は、標準機能としては対応不可で構わない。』については【実装しない機能】に記述すべきかと思えます。(E)
4異動	4.5 外国人住民に関する異動	4.5.8 入管法の住居地届出	4.5.7 入管法の住居地届出					1	意見を採用する 以下の文言は削除した方がよい。 送信した市町村通知及び市町村伝達の照会。一覧表の印字 市町村通知として送信した情報については、事務運用上確認するニーズが少なく、送信した情報をEUC機能にて抽出できる機能が妥当だと考えるため。(H)
4異動	4.6 異動の取消し								
4異動	4.6 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し					2	修正して対応 異動の取消しの内訳となる「転出取消」、「職権回復」として、「1.2.2 異動事由」に定義されている異動事由別に機能定義がある方がよい。 取消す前の事由 ⇒ 取消す際の事由 ----- 転入、出生、職権記載(増) ⇒ 職権削除(減) 転出(減) ⇒ 転出取消(増) 職権削除(減) ⇒ 職権回復(増) 転居、職権修正等(増減なし) ⇒ 職権修正(増減なし) ※ 職権回復は、職権記載としても良いかもしれませんが。 ・統計での増減が異なるため、職員様が統計の根拠の調査を行い辛くなる。システムベンダーはシステム開発に支障が生じる。 ・一つ前の履歴のデータの有無等状態が異なることから、データ更新処理は異なり、システム開発を行うには結局内部的には細かな事由を管理する必要がある。 ・「1.2.2 異動事由」に転出取消、職権回復が規定されており、異動事由の規定と異動に対する機能が不一致であると標準仕様書としては不十分。 (D)
4異動	4.6 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し					2	修正して対応 左記の機能は世帯単位でも個人単位で処理可能であることを前提としているのでしょうか。世帯単位と個人単位では必ずしも処理が流用できるわけと想定されるため、相当量の改修工数が発生することが見込まれます。 例えば、世帯単位で異動の取消し処理を可能とした場合、必ず同一世帯員が同一異動を行ってきたとは限らないため、一度の処理でどこまでの取消しが可能かのチェックや制御が必要になると想定されます。 住記システムとしてのあるべき姿を検討した場合の結論としてこのような見解になっていると思いますが、異動情報を選択する後方他課にとってさかのぼった過去時点の取消を選択すると、後方他課からすると論理的ではない異動情報が連続するようなことにもなりうるので、十分な検討が必要と考えます。(現状実施している住基ネットの論理チェックがほぼ効かなくなると考えられます) (E)
4異動	4.6 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し					2	修正して対応 異動の取消しを行った場合の住民票上の記載は別途示されるという認識でよいでしょうか。弊システムでは住民票が発行されていることなどを考慮し、虚偽等の履歴をすべて保持しています。また、改製しない住民票を導入いただいている自治体においては、虚偽等だった情報に別途フラグを保持し、住民票への印字を制御できる機能を実装しています。(E)
4異動	4.6 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し					0	対応しない 弊システムでは転出取消時の世帯復帰時、転居後の世帯に復帰するか、新たに世帯番号を採番し新規の世帯を作成するか選択できる機能を有していますが、運用上は、転居後の世帯に復帰するほうを選択されるケースが多い印象です。 上記より、転居後の世帯に復帰する機能も必要だと思われませんがいかがでしょうか。(E)
4異動	4.6 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し					2	修正して対応 他課や住基ネット等への連携を考慮した場合、異動の取り消しにおいても、増、減、修正の考え方が必要ではないでしょうか。例えば、転居を取り消す場合は、異動の取消し(修正)、転出を取り消す場合は、異動の取消し(回復)などで連携を行わないと、住基ネットでは論理エラーとなることが予想されます。(E)
4異動	4.6 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し					4	対応済み 異動の取消しを行った場合の住民票上の記載は別途示されるという認識でよいでしょうか。取り消された異動については住民票に記載するべき内容ではないため、取り消されているので、履歴として印字されないような制御が必要ではないでしょうか。(E)

		該当項目(意見照会時)	該当項目(更新後)	増	減	その他	18の検討課題	対応方針	理由	
4 異動	4.6 異動の取消	4.6.0.1 異動の取消	4.6.0.1 異動の取消		他課連携においては、どの異動を取り消したかを他課が判断できる必要があると考えますが、5年間の異動すべてを取り消し可能とし、また、元の世帯が異動していた場合、新たに世帯を形成する(=世帯番号を新規に付番)とすると、(別途連絡するのであれば別ですが)機械的には判断できないのではないかと考えます。 運用上、直前の異動のみを取り消す以外で、異動取り消しが必要なケースは多いのでしょうか。 ※虚偽による異動の場合は、複数の異動を取り消すことがあることは認識していますが、複数異動を取り消す場合、連携以外の方法で他課へ案内を行っている印象です。 (E)			2 修正して対応	異動の履歴の上積みであることを明記することにより、指摘の点も解消するものとする。	
4 異動	4.6 異動の取消	4.6.0.1 異動の取消	4.6.0.1 異動の取消				課題15 4.6.0.1 異動の取消 15-1 異動の取消機能は最新履歴を削除する機能ではなく、履歴を上積みして、元の状態に復元できる機能とする 15-2 「異動取消」という単一事由は廃止する。 15-3 異動の取消に関しては、住民票が現存の状態か、除の状態かに分けて考える機能をパターン化する。 除に対しては、 ①転出、死亡等に取消と言った除⇒現存に戻す機能(転出取消/回復)。 ②除のデータに対する誤記等の訂正を実施する機能(職権修正)。 (死亡後に戸籍照合で氏名に誤記があった場合。転入通知反映後、転入通知の訂正が発生した場合等) 現に対しては、 ③転入、出生等の取消と言った現存⇒除にする機能(職権削除)。 ④現存のデータに対する異動対象者の誤りや誤記等の訂正を実施する機能(職権修正)。 (申出による修正、誤記による修正、虚偽の転居の修正)		2 修正して対応	①新履歴を削除する機能ではなく、履歴を上積みして、元の状態に復元できる機能とすることを明記 ②異動取消を増・減・修正の3パターンに分類するよう修正
4 異動	4.6 異動の取消	4.6.1 (申出による) 異動の取消	4.6.1 (申出による) 異動の取消							
4 異動	4.6 異動の取消	4.6.1.1 (申出による) 異動の取消	4.6.1.1 (申出による) 異動の取消							
5 証明										
5 証明	5.1 証明書記載事項		5.1 証明書記載事項		世帯全員分を選択した場合は、証明書に「この写しは、世帯全員の住民票2710の原本と相違ないことを証明する。」、電子公印、発行番号を出力すること。 一部の世帯員を選択した場合は、「この写しは、住民票の原本と相違ない2712ことを証明する。」、電子公印、発行番号を出力すること。 認証番号と記載がありますが、5.5発行番号と同義でしょうか?同義であれば「修正案」に記載した様に用語を揃えて頂ければ良いと考えます。別の番号であれば、各ペーダーにて不統一・カスタマイズ要素となりますので、発行番号同様に番号体系等を定義して頂くか、例示をお願いいたします。(A) 各要件中に記載されている、「認証番号」と「発行番号」の表記について、同一の内容という考えでよいか判断ができない。同一であれば表記を統一されたい。同一でない場合、「認証番号」について補足の説明が必要である。 (G)		4 対応済み	「発行番号」で統一		
5 証明	5.1 証明書記載事項		5.1 証明書記載事項		本籍・筆頭者など、どちらか一方のみを省略することができない項目があれば、明示していただきたいです。(E)			0 対応しない	分科会で議論したうえでの整理	
5 証明	5.1 証明書記載事項		5.1 証明書記載事項		認証文を印字する最終ページの判定に、通称記載削除事項のページを含むか含まないかの記載が必要である。(G)			1 意見を採用する	「含む」旨を追記	
5 証明	5.1 証明書記載事項		5.1 証明書記載事項		「除票者と住民である世帯員を世帯票に記載できるかについては、要領(第2-6-(1))による。」との記載について、できるできないを明確に定義すべき。(G)			1 意見を採用する	結論としては「できない」であるため、その旨を明記する。 5.1(証明書記載事項)の【実装しない機能】において、「住民票と除票は同一の票で1枚で出すことはしない」旨を追記。	
5 証明	5.2 世帯員並び順変更		5.2 世帯員並び順変更		なお、本写しに記載する初期値としての順番は、あらかじめ設定した続柄による並び順ルールによって自動設定されること。 ↓ なお、本写しに記載する初期値としての順番は、世帯主、世帯主の配偶者とその子、世帯主以外の夫婦とその子、その他の世帯主の家族、世帯主の家族以外の者の順で、あらかじめ設定した続柄による並び順ルール・生年月日によって自動設定されること。 住民基本台帳事務処理要領 第2 住民基本台帳の1住民票の(2)記載事項のア氏名(第1号)に記載されている並び順に準拠するため。 (D)		4 対応済み			
5 証明	5.3 性別選択		5.3 性別選択							
5 証明	5.4 住民票記載事項証明書		5.4 住民票記載事項証明書		都道府県名のみの本籍の出力については、容認された実例があるにせよ利用頻度は極端に少なく、切り貼り等による対応も考えられることから標準仕様としては不要と考える。(G) 5.3			0 対応しない	分科会における議論の結果、実例があるため、削除はできない。	
5 証明	5.5 発行番号		5.5 発行番号		各要件中に記載されている、「認証番号」と「発行番号」の表記について、同一の内容という考えでよいか判断ができない。同一であれば表記を統一されたい。同一でない場合、「認証番号」について補足の説明が必要である。 (G)			4 対応済み	「発行番号」で統一	
5 証明	5.5 発行番号		5.5 発行番号		発行年月日・市区町村名・発行端末番号・発行プリンタ番号・発行番号・ ↓ 発行年月日・発行場所・発行番号・ 仮想端末、WEBシステムの形態をとっている場合、端末やプリンタをアプリケーション側で完全に把握できません。また、市区町村名は認証者の欄にあるため不要だと考えます。例で本庁1という発行場所の記載があるため、本文にも記載しました。 (B)			2 修正して対応	実装すべき機能に、「必ずしも出力機器を特定できない場合については省略する」との記載を追加する。	
5 証明	5.6 異動履歴		20.0.3 異動履歴の記載		職務執行者 平成の大合併の時には、合併日～新市長決定の日までの、「職務執行者」という考えがあった。 明記が必要か不要か判断が必要。 合併の時に、パッケージをかなり作りこんだ記憶があるが、新パッケージ作成時に、その時の機能や仕組みが淘汰されないように、しておく必要があるのではないのでしょうか?(F)			0 対応しない	現時点で新設合併はレアケースだと考えられるため、実装すべき機能には記載しない。今後、時勢の変化に応じて必要があれば仕様書の改定で対応することとする。	
5 証明	5.7 公印		5.6 公印							
5 証明	5.8 認証者		5.7 認証者							
5 証明	5.9 公用表示		5.8 公用表示							

		該当項目(意見照会時)	該当項目(更新後)	増	減	その他	18の検討課題	対応方針	理由
5 証明	5.10 文字溢れ対応		5.9 文字溢れ対応	ただし、住民票の写しや住民票記載事項証明書等の証明書については、標準レイアウトに準拠した文字超過表記とすること。 ↓ ただし、住民票の写しや住民票記載事項証明書等の証明書については、出力時に桁溢れしている旨のメッセージを出力し、証明書の該当項目は空白で出力すること。 文字溢れた項目を手書きで記載できるようにするため。 (D)		「標準レイアウトに準拠した文字超過表記」とは具体的にどのような表記となるか明記されたい。 また、証明書の表記については、各ベンダの創意工夫に任せることとされたい。(G)		1	意見を採用する Dの意見を採用 (意見中、「出力時に文字溢れしている旨のメッセージを出力」については、アラート項目の48に、文字あふれが発生した場合について規定している。)
5 証明	5.11 就学通知								
6 統計									
6 統計	6.1 統計		6.1 統計	・人口統計県報告に関する各種帳票およびCSVデータファイルの作成 (I)				2	修正して反映 第8回分科会における議論を踏まえ、修正する
6 統計	6.1 統計		6.1 統計	都道府県や各自治体で必要となる統計が異なることより、カスタマイズが発生しているため、地ブラの統計の記載を機能要件に合わせて決まった形式のみに対応することとしたほうがよいのではないか。(E)				2	修正して反映 第8回分科会における議論を踏まえ、修正する。
7 連携									
7 連携	7.1 CS 連携・番号連携								
7 連携	7.1 CS 連携・番号連携	7.1.1 CS 連携	7.1.1 CS 連携	住基統一文字との同定機能を要件として加えるべき。(G)				1	対応する 住基ネット連携の観点から有効であり、現時点でJ-LIS側の文字の対応見込みが立たないことから住記システム側で同定が必要。
7 連携	7.1 CS 連携・番号連携	7.1.1 CS 連携	7.1.1 CS 連携	「証明書情報(シリアル番号)連携が可能であること。」の要件は記載すべきでないか。(G)				2	修正して反映 コンビニ交付連携の観点から有効であると考えられることから、8.1.2に記載。
7 連携	7.1 CS 連携・番号連携	7.1.1.1 CS への自動送信	7.1.1.1 CS への自動送信	・住基ネットの稼働状況が、住基システムのインフォメーション画面で逐次確認可能 ・住基ネットへ送信した電文がエラーした場合、そのことが住基システムのインフォメーション画面で逐次確認可能 ※コンビニ交付についても同様 (I)				0	対応しない 各ベンダの実装状況を踏まえ、仕様書案には盛り込まない
7 連携	7.1 CS 連携・番号連携	7.1.1.1 CS への自動送信	7.1.1.1 CS への自動送信			7.1.1.1においては、「区画整理・住居表示変更等に伴う一括送信は、標準機能としては対応不可で構わない。」と記載している一方で、9.7においては、「一括更新した者について、住基ネットへ、本人確認情報、戸籍附票記載事項通知情報、送付先情報の自動送信ができる。」と記載され、矛盾しているように思われる。(G)		4	対応済み
7 連携	7.1 CS 連携・番号連携	7.1.1.1 CS への自動送信	7.1.1.1 CS への自動送信			「送信した本人確認情報、転入通知情報、戸籍附票記載事項通知情報、転出証明書情報、送付先情報の再送信、再送信の際は異動事由を変更して送信できること。」について、誤入力訂正に伴う使用が想定されるが、統合端末でも実装されている機能であり、かつ想定される利用頻度から、住民記録システムとしての要件に定義する必要はない。(G)		0	対応しない 統合端末で再送信するには再度入力しなければならないので、再送機能がある方が望ましい
7 連携	7.1 CS 連携・番号連携	7.1.1.1 CS への自動送信	7.1.1.1 CS への自動送信	『住基ネット共同利用に対応し、住基ネットCSサーバで受信した電文を、構成自治体に振り分ける機能を有すること。』については、必須機能となるのでしょうか。(E)				0	対応しない 必須機能と考え、原案を維持する
7 連携	7.1 CS 連携・番号連携	7.1.1.1 CS への自動送信	7.1.1.1 CS への自動送信	①内容を確認した上で、(手動)送信する必要はないか。(誤った転入処理をした場合に送信前に確認・修正できるため) (J)				0	対応しない 再送できれば不要と考えられる
7 連携	7.1 CS 連携・番号連携	7.1.1.1 CS への自動送信	7.1.1.1 CS への自動送信	②送信データを手入力で作成し送信できる機能は必要ではないか(各送信データの送信が異常終了した際などに利用) (J)				1	意見を採用する データ作成で都度作業料が生じている場合、実装によりコスト削減がはかられる。
7 連携	7.1 CS 連携・番号連携	7.1.1.2 整合性確認	7.1.1.2 整合性確認						
7 連携	7.1 CS 連携・番号連携	7.1.1.3 カード管理状況	7.1.1.3 カード管理状況	追記領域へ印字する内容は「異動年月日」ではなく「記載年月日」である。(G)				2	修正して反映 事務処理要領に基づき、「届出日」で統一する
7 連携	7.1 CS 連携・番号連携	7.1.1.3 カード管理状況	7.1.1.3 カード管理状況			①「個人番号カード交付申請書をJ-LIS指定のフォーマットにて出力できること。」の要件について、統合端末及びホームページからの印刷機能が存在するため、住民記録システムとして要件に含める必要はない。 「窓口業務をアウトソーシング・・・」といった記載もあるが、ホームページからのダウンロードを促すことや、あらかじめホームページからダウンロードした様式を印刷しておき、手交することで十分に対処可能である。 J-LIS指定のフォーマットに変更が発生した際には、全団体住民記録システムの改修を要するということになるのか。 (G) 『個人番号カード交付申請書をJ-LIS指定のフォーマットにて出力できること。申請書にはシステムで保持している対象者情報が出力できること。』について、住基システムとして機能の実装は必要なのでしょうか。 【考え方・理由】に記載いただいている理由や背景を鑑みると、必須機能ではなくオプションとして記載することが適当と考えます。 (E)		0	対応しない 分科会での議論を踏まえ、実装する。
7 連携	7.1 CS 連携・番号連携	7.1.1.3 カード管理状況	7.1.1.3 カード管理状況	②券面に出力する項目として、「異動年月日」、「公印」が定義されているが、事務処理要領上は、「記載事項の変更届に係る届出日」、「職印」とされていることから見直しが必要である。(G)			課題10 カード券面出力(7.1.1.3 カード管理状況) 10-1 カードの券面出力項目は、「異動事由」、「異動後の項目内容」、「記載事項の変更届に係る届出日」、「職印」の4項目が出力できること。	1	意見を採用する 事務処理要領に基づき、「職印」で統一する
7 連携	7.1 CS 連携・番号連携	7.1.1.3 カード管理状況	7.1.1.3 カード管理状況	③実装しない機能の「再交付ができること。」について、具体的に帳票名を明記すべきである。(G)				1	意見を採用する 「個人番号カードの再交付の事務ができること。」に修正
7 連携	7.1 CS 連携・番号連携	7.1.1.3 カード管理状況	7.1.1.3 カード管理状況			①以下の機能については、住基システムではなく、カード券面プリンタ側の設定や操作で実施しているため、実装すべき機能としては不要ではないかと考えています。 ・印字文字サイズや印字行数の調整 (J)		2	修正して反映 カード券面プリンタについては設定や操作が自治体により異なるという現状にあることから、実情を踏まえ実装の可否を判断できる旨を記載。
7 連携	7.1 CS 連携・番号連携	7.1.1.3 カード管理状況	7.1.1.3 カード管理状況			『個人番号カードの追記のために、異動内容等の情報をカード券面プリンタに以下の出力ができること。』について、どのようなカード券面プリンタに対しても同じ仕様で出力して対応可能なのでしょうか。 カード券面プリンタによって仕様が異なることが想定され、自治体によって券面プリンタの導入有無もあると思いますのでオプションの記載でもよいのではないのでしょうか。(E)		2	修正して反映 カード券面プリンタについては設定や操作が自治体により異なるという現状にあることから、実情を踏まえ実装の可否を判断できる旨を記載。
7 連携	7.1 CS 連携・番号連携	7.1.1.4 カード管理システム連携	7.1.1.4 カード管理システム連携	①内容を確認した上で、(手動)送信する必要はないか。(誤った処理をした場合を考慮し、送信前に確認・修正しなくて良いのか) (J)				0	対応しない 再送できれば不要
7 連携	7.1 CS 連携・番号連携	7.1.2 番号連携	7.1.2 番号連携						
7 連携	7.1 CS 連携・番号連携	7.1.2.1 個人番号の生成・変更・修正要求	7.1.2.1 個人番号の生成・変更・修正要求	①個人番号付番要求中の住民について、証明書発行を制限する機能は必要ではないか (J)				0	対応しない 発行制限までかける必要はないと考える。また、この事象があるので、個人番号は空欄を許容している(1.1.6)。
7 連携	7.1 CS 連携・番号連携	7.1.2.2 符号の取得	7.1.2.2 符号の取得			「なお、住民基本台帳事務では情報照会を行わない。」との記載に関し、現在進められているデジタル手続法の改正に伴う対応で、近い将来戸籍の副本情報の照会が行われることが想定されるため、あえて記載する必要はない。(G)		0	対応しない 現時点では必要な機能であるとする
7 連携	7.1 CS 連携・番号連携	7.1.2.2 符号の取得	7.1.2.2 符号の取得	①住基システムから住基ネットCSに、符号の要求を正常に送信できているかを確認する機能は必要ではないか。 (J)				1	意見を採用する 異常を早期発見するために有効

		該当項目(意見照会時)	該当項目(更新後)	増	減	その他	18の検討課題	対応方針	理由
7	連携	7.1 CS連携・番号連携	7.1.2.2 符号の取得	7.1.2.2 符号の取得	「中間サーバーシステムからの符号取得依頼電文を受信できること」を明記したほうが良いのではないのでしょうか。特定の自治体では団体内統合宛名システムの方針により、中間サーバーシステムからの符号取得依頼電文を団体内統合宛名システム経由で既存住基システムへ連携するため、個別の符号取得依頼電文レイアウトとなっております。そのため、今回を機に方針を決めていただくとカスタマイズの工数を抑制できると思います。(E)			0	対応しない 原案を維持する。
7	連携	7.1 CS連携・番号連携	7.1.2.3 団体内統合宛名システムとの連携	7.1.2.3 団体内統合宛名システムとの連携	実装すべき機能として『なお、登録された副本情報の履歴管理確認ができること。』とありますが、例えばペンダーが変わる場合の取扱いについても明記する必要はないのでしょうか。6統計に記載いただいたようなペンダー間の配慮についての記載が必要ではないかと考えます。(E)	「なお、登録された副本情報の履歴管理確認ができること。」との記載に関し、副本登録そのものは団体内統合宛名システムで行われていることから履歴の管理は住民記録システムにて行われるべきものではない。(G)	課題11 団体内統合宛名への登録履歴(7.1.2.3 団体内統合宛名システムとの連携) 11-1 副本情報の履歴管理は団体内統合宛名の機能とし、住基の機能要件からははずす	1	意見を採用する 副本情報の履歴管理は団体内統合宛名の機能とし、住基の機能要件からははずす
7	連携	7.1 CS連携・番号連携	7.1.2.3 団体内統合宛名システムとの連携	7.1.2.3 団体内統合宛名システムとの連携	①送信データを手入力で作成し送信できる機能は必要ではないか(送信データの送信が異常終了した際などに利用)(J)			0	対応しない 再送できれば不要
7	連携	7.1 CS連携・番号連携	7.1.2.3 団体内統合宛名システムとの連携	7.1.2.3 団体内統合宛名システムとの連携	②送信したデータを削除できる機能は必要ではないか。(J)			0	対応しない 再送できれば不要
7	連携	7.2 庁内他業務連携		7.1.2.3 団体内統合宛名システムとの連携					
7	連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携	7.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携	・住基異動に伴う他業務のデータ自動更新連携(氏名を変更すると印鑑登録は自動廃印される。など)(I)			0	対応しない 印鑑システムに関するものなので、対象外
7	連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携	7.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携	・転出等の住基異動に伴う他業務のデータ自動表示(転出者の滞納状況が自動表示される。など)(I)			0	対応しない 税情報の有無については、住民記録システムで管理するものではないため、対応しない。併せて実装しない機能として整理した。
7	連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.2 他業務照会	7.2.2 他業務照会	国民健康保険における「退職区分」「退職該当日」「退職非該当日」についても連携項目としいる自治体があります。実装の有無について明記していただくとカスタマイズの工数を抑制できると思います。(E)			0	対応しない 標準的なニーズと言えるか不明の。実装しない機能として整理した。
7	連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.3 宛名連携	7.2.3 宛名連携		文字情報は文字要件で指定した変換テーブルをもとに、変換後の文字で提供できること。 変換後の文字コード体系が1つに限定されるのであれば本記載が有っても良いと考えますが、複数の文字コード体系をサポートするのであれば莫大な開発・品質保証費用が発生します。変換後のレイアウトもさることながら、コード体系も整備すべきものと考えます。(住基ネットでは、CSにて文字変換テーブルを保有しており、CS上で変換を実施しています。)(A)		4	対応済み 変換後の文字コードについては、30.2文字で整理している。
7	連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.4 戸籍システム連携	7.2.4 戸籍システム連携	※管内本籍人の住所異動(転居等)時に、管外本籍人と同様、住基ネットを通じて附票と連携している地方自治体と、管外本籍人と異なり、住民基本台帳ネットワークを介さずに住民記録システムと戸籍の附票を直接連携させる団体があります。分科会においては結論が出なかつたため、いったん、管内本籍人の住所異動(転居等)時も、管外本籍人と同様、住民基本台帳ネットワークを通じて附票と連携させれば良いとして、本機能を不要としています。が、本項目については、APPLIC TF と連携して検討することとします。 ↓ 地方公共団体情報システム機構から提示された「住民基本台帳ネットワークシステム戸籍附票システム改造仕様書」で定義される仕様を認識しています。 戸籍附票APの機能検討において議論されるものと考えます。(A)			1	意見を採用する 「管内本籍人の住所異動(転居等)時には、住所情報が戸籍附票システムに連携する」については【実装しない機能】とする。
7	連携	7.3 他機関連携	7.2.4 戸籍システム連携	7.2.4 戸籍システム連携					
7	連携	7.3 他機関連携	7.3.1 出入国在留管理庁連携	4.5.6 出入国管理庁通知に基づく修正及び削除		地ブラのDMMにも左記の連携について記載が必要ではないでしょうか。(E)		0	対応しない 地ブラにおける検討事項のため
8	オプション	7.3 他機関連携	7.3.1 出入国在留管理庁連携	4.5.6 出入国管理庁通知に基づく修正及び削除	参考情報となりますが、支援措置対象者管理のオプションとして、台帳管理のように各種情報の管理や、本籍地向けの通知発行を可能とするシステムを導入いただいている自治体があります。 オプションとして記載するか検討願います。(E)			2	修正して反映 1.1.15を修正
8	オプション	8.1 コンビニ交付			・住基ネットの稼働状況が、住基システムのインフォメーション画面で逐次確認可能 ・住基ネットへ送信した電文がエラーした場合、そのことが住基システムのインフォメーション画面で逐次確認可能 ※コンビニ交付についても同様 (I)			2	修正して反映 コンビニ交付連携の観点から有効。8.1.2(シリアル番号連携)に追記。
8	オプション	8.1 コンビニ交付	8.1.1 コンビニ交付サーバ連携	8.1.1 コンビニ交付サーバ連携					
8	オプション	8.1 コンビニ交付	8.1.2 シリアル番号連携	8.1.2 シリアル番号連携					
8	オプション	8.2 本人通知制度	8.1.2 シリアル番号連携	8.1.2 シリアル番号連携					
8	オプション	8.2 本人通知制度	8.2.1 登録管理	8.2.1 登録管理	また、登録期間が満了する者について、満了の1か月以上前に本人通知期間満了のお知らせが出力できること。 本人通知期間満了のお知らせの発行タイミングに関する目安を明記。(A)			0	対応しない 実装してもしなくてもよい機能のため、機能については必要なものと定める。
8	オプション	8.2 本人通知制度	8.2.1 登録管理	8.2.1 登録管理		一括登録機能を明記にするのであれば、管理する項目を明示しないと各ベンダー間による項目差異が発生し、円滑な移行が行えなくなることが懸念されます。 自治体間でも実施形態が異なることよりオプション扱いとしているのであれば、一括登録機能は明記しないほうがよいと思われませんが、いかがでしょうか。(E)		1	意見を採用する 実装してもしなくてもよい機能のため、機能については必要なものと定める。
8	オプション	8.2 本人通知制度	8.2.1 登録管理	8.2.1 登録管理	DV・不受理・本人通知制度の3つの個人を守る仕組みがあるが、期間満了のお知らせがあるのはこの制度のみでよいのか? システムを作るのであれば、いずれも、「期間満了のお知らせ」を交付するなど、3つとも同じ仕組みにかえてはどうでしょうか? ※3つの粒度を合わせる必要があります。 (F)			0	対応しない それぞれ制度趣旨が異なり、本仕様書においても取扱が異なるため、同じ仕組みを設けることは考えていない。
8	オプション	8.2 本人通知制度	8.2.1 登録管理	8.2.1 登録管理	証明書を発行する際に、交付記録として発行日・交付請求者区分(本人/代理人/第三者)・証明書種別・枚数の記録(登録)ができること。交付請求者が代理人または第三者の場合、届出年月日、請求の届出があった証明書、届出人氏名、届出人住所が登録できること。また、証明書発行後に修正(交付請求者の選択誤りや登録内容の修正)ができること。 交付記録は8.2.3通知書出力の記載と一致させました。 交付請求者が代理人または第三者の場合は、帳票には出力しないまでも、住民異動届受理通知の管理内容と同等の情報保持可能とする必要が有ると考えます。(A)			2	修正して反映 8.2内での記載を統一するよう修正
8	オプション	8.2 本人通知制度	8.2.1 登録管理	8.2.1 登録管理					
8	オプション	8.2 本人通知制度	8.2.2 画面表示	8.2.2 画面表示					
8	オプション	8.2 本人通知制度	8.2.3 通知書出力	8.2.3 通知書出力					

		該当項目(意見照会時)	該当項目(更新後)	増	減	その他	18の検討課題	対応方針	理由
8 オプション	8.3 特別永住者								
8 オプション	8.3 特別永住者	8.3.1 切替異動者リスト及び案内作成	8.3.1 切替異動者リスト及び案内作成						
8 オプション	8.3 特別永住者	8.3.2 申請受理処理	8.3.2 申請受理処理						
8 オプション	8.3 特別永住者	8.3.3 切替予定数調査	8.3.3 切替予定数調査						
9 バッチ									
9 バッチ	9.1 バッチスケジュール管理		9.1 バッチ処理			①様々な目的に利用されるバッチ処理では、処理毎に望ましい初期値なども異なることが想定されるため、本要件では具体的な定義までは行わず、各ベンダの創意工夫に任せることとされたい。 (G)		0 対応しない	標準仕様書の目的に照らし、必要な機能については記載
9 バッチ	9.1 バッチスケジュール管理		9.1 バッチ処理			②「統計のようにバッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物である Excel 等を作成する場合、自動実行する仕組みを用意すること。」との記載に関し、自治体や都道府県毎に様式が異なることから、標準機能として定義することが困難である。 定義するのであれば、様式を含めた対応範囲を具体的に明記すべきである。(G)		2 修正して反映	6.1 (統計) と整合させるかたちで修正
9 バッチ	9.2 異動・発行抑止対象者		9.2 異動・発行抑止対象者			「発行抑止対象者を宛名システム等にデータ連携ができること。」については、「3.3 他システム連携」に届け込ませ論点5にて検討する要件であるため、本項での定義は不要である。 (G)		1 意見を採用する	3.3に移行したうえで、一般市町村のオプションという規定を落とす。
9 バッチ	9.3 除票廃棄		9.3 除票用データベースへの移行						
9 バッチ	9.4 成年被後見人		9.4 成年被後見人						
9 バッチ	9.5 閲覧簿		9.5 住民基本台帳の写し(閲覧用)						
9 バッチ	9.6 無作為抽出・条件指定抽出		9.6 無作為抽出・条件指定抽出						
9 バッチ	9.7 住所一括変更		9.7 住所一括変更					4 対応済み	現在の仕様書では対応済み
9 バッチ	9.8 出生経過滞在者		9.8 出生経過滞在者			「【実装しない機能】不要」ではなく、「【実装すべき機能】不要」と記載されるべき。 また、こういった処理を目的とした項なのか判断ができない。 本項自体を削除することでよいのではないか。(G)		2 修正して反映	【実装しない機能】を「出生による経過滞在者情報の一覧表を作成すること。」に修正
10 共通									
10 共通	10.1 EUC機能他		10.1 EUC機能他	データソースは、住民の異動履歴や除票データを含む住民記録システムの全てのデータを対象とすること。(A)		【実装すべき機能】 EUC専用のデータソース(分析等ができるよう整理された情報の集まり)が整備されていること。 以下の記述があるため、 「住民記録システムが管理するデータへのアクセス」 「また、EUC専用のデータソース」 住記直接と、EUC専用のデータベース 両方にアクセスできる仕様ととらえる。EUCは専用のデータベースを別途用意する事が一般的なので、前半は外してもよいのでは？(F) 検索条件の名称を指定して保存の上、再利用可能であること。		2 修正して反映	EUCはEUC専用のDBを持つこととしている。 なお、文意が明確となるように修正
10 共通	10.1 EUC機能他		10.1 EUC機能他			①「分析・加工」までを機能として含めていることで、解釈の幅が広がり、逆に機能のばらつき要因となりうる。 そもそも、検索条件の指定のみで完結するケースが大半であると想定され、機能の実装に要する工数に比べ、実装時の効果が見込めない。 また、演算子についての定義が曖昧であるが、代表的なもの(例えば、「=、<=、>、<、>、<>、前方一致、後方一致、部分一致」)のみに限定しても、多くのケースには対応が可能であり、分かりやすいのではないかと。演算子が分かりやすいもののみであれば、ウィザード形式の実装も不要である。 ②「大量抽出等した場合であっても、オンライン処理に影響が出ないこと」という要件は、同一データベース内で動作する以上、困難なケースも想定される。実装する場合、別データベースの準備等、多大な工数も想定されうる。メッセージ表示等の方向性で検討されたい。 ③操作説明書の提供については、機能要件として定義されるべき情報では無いのではないか。		2 修正して反映	統計のカスタマイズを抑制する上で一定のEUC機能は必要であり、①、②については対応しない。 ③については考え方に移行。
10 共通	10.1 EUC機能他		10.1 EUC機能他	これまでに求められた条件として、無作為抽出(検索条件との組み合わせる場合あり)がありましたが、明記する必要はないでしょうか。(E)				4 対応済み	現在の仕様書案(9.6)では、既に対応済。
10 共通	10.1 EUC機能他		10.1 EUC機能他	後方他課からの依頼によるリスト抽出に対応するためにカスタマイズや改修を行ってきたことがあるため、住記のみで検討するのではなく他業務含めて改めて検討していく必要があると思っております。他業務でできず基幹となる住記側での対応となることがあり、カスタマイズの温床となりかねない機能と思っております。(E)				0 対応しない	分科会で議論したうえで整理している
10 共通	10.2 アクセスログ管理		10.2 アクセスログ管理	一般的な関数レベル(例:Microsoft ExcelやApache OpenOffice Calc等の表計算ソフトウェア、Microsoft AccessやApache OpenOffice Base等のデータベースソフトウェアで利用できる関数の類)を用いたデータの抽出・分析・加工等ができること。また、大量抽出等した場合であっても、オンライン処理に影響が出ないこと。 なお、一般的な演算子や関数を用いる方式については、演算子等を直接記述・指定するもの他、特別の知識のない職員であってもデータの抽出・分析・加工等ができるよう(設定項目を提示して選択や入力促し)、対話的に処理を進める操作方式(ウィザード方式)も提供すること。 (A)				0 対応しない	標準仕様書において具体的な製品名を記載するのは適当ではないことから、原案のままとする。

		該当項目(意見照会時)	該当項目(更新後)	増	減	その他	18の検討課題	対応方針	理由
10 共通	10.2 アクセスログ管理		10.2 アクセスログ管理	<p>操作ログ 操作者ID、日時、ファイル名、端末名、オンラインの場合は対象となったレコード（処理対象者等）・機能名・画面名・プログラム名、バッチについては処理名・プログラム名、処理・交付場所等 (A)</p>	<p>操作ログの取得に関して、ベンダーによって粒度が異なることが想定され、それによる改修工数に相当な影響があると思われます。(E)</p>		<p>課題16 10.2 アクセスログ管理</p> <p>16-1 アクセスログ取得対象をいかに分類する ①照会 ②帳票発行 ③異動入力（履歴追加） ④異動入力（履歴修正） ⑤異動入力（履歴削除）※削除機能が有する場合のみ ⑥バッチ処理（帳票作成） ⑦バッチ処理（データ更新） ⑧印刷ログ ⑨画面ハードコピーログ ⑩データ抽出（EUC）</p> <p>16-2 記録対象は以下 操作者ID 日時 ファイル名 端末名 オンラインの場合は対象となったレコード（処理対象者等）・機能名・画面名 バッチについては処理名 処理・交付場所</p>	2	修正して反映 <p>・アクセスログ取得対象と記録対象に分けて記載（なお、印刷ログについては別項目とする。） ・抽出機能を追記 ・データの保管については各自治体の条例等による旨を考え方に記載済み</p>
10 共通	10.2 アクセスログ管理		10.2 アクセスログ管理	<p>通信ログ WebサーバやWebアプリケーションサーバ、データベースサーバ等との通信エラー等 (A)</p>	<p>「通信ログ」が電文キャプチャーを意味しているのであれば不可。 エラーログはServerログで取得できる。(A)</p>			4	対応済み <p>現在の仕様書案ではすでに対応済み</p>
10 共通	10.2 アクセスログ管理		10.2 アクセスログ管理	<p>印刷ログ 印刷プリンタ、タイトル、枚数、対象ファイル等の情報 (A)</p> <p>・印刷ログ 印刷プリンタ（又は印刷端末名）、タイトル、枚数、対象ファイル等の情報</p> <p>端末名は、違う名前前で登録しているが、運用・保守の関係で、プリンター名は、同じに設定しているから。本庁市民課でも、改ざん防止用紙は、PR001 のホッパ1支所でも、改ざん防止用紙は、PR001 のホッパ1としています。その場合、アプリケーションから見たプリンター名は、そちらも、PR001なので、印刷場所の特定が困難です。 (F)</p>			<p>課題12 印刷ログ（10.2 アクセスログ管理） 12-1 印刷ログは ・印刷を指示した端末名 ・印刷ユーザ ・印刷日時 ・公印出力の有無 ・出力形式（プレビュー、印刷、ファイル出力など） ・個人番号を出力の有無 ・発行番号（証明書の場合）</p> <p>とする</p> <p>12-2 印刷ログは移行対象とせず、新システム稼働後のログ管理ができること</p>	2	修正しては反映 <p>意見を踏まえ、印刷ログとして取得する項目を追加 5.4（発行番号）との整合性から、「必ずしも出力機器を特定できない場合については省略できる」旨を【考え方・理由】に追記</p>
10 共通	10.2 アクセスログ管理		10.2 アクセスログ管理	<p>・個人番号（マイナンバー）アクセスログ管理 (I)</p>				0	対応しない <p>あえて個人番号だけ特出しする必要がないと考える。</p>
10 共通	10.3 操作権限管理		10.3 操作権限管理	<p>システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理できること。 (A)</p>				4	対応済み <p>現在の仕様書案ではすでに対応済み</p>
10 共通	10.3 操作権限管理		10.3 操作権限管理	<p>『職員異動情報は職員認証システム等によりデータ連携できること。』とありますが、「7連携」や「8オプション」には記載しないのでしょうか。上記のような記載になると個別のプログラムが乱立し、カスタマイズとなることが懸念されます。(E)</p>				1	意見を採用する <p>「職員移動情報は職員認証システム等によりデータ連携できること」を削除</p>
10 共通	10.4 操作権限設定		10.4 操作権限設定	<p>論点となっておりますが、支援措置の内容についても表示/非表示の設定対象として検討するべきだと思います。 (E)</p>				4	対応済み <p>3.4に記載済み</p>
10 共通	10.5 ヘルプ機能		10.5 ヘルプ機能						
10 共通	10.6 文字		30.2 文字	<p>30.2 ベースフォントとしての全角文字フォントは、「文字情報基盤」で整備した全ての文字（戸籍統一文字、住基統一文字を包含する約6万文字図形）を収録したフォントである「IPAmj明朝」またはJIS X 0213:2012に準拠したフォント（「MS明朝 Ver5」等）とする。なお、「文字情報基盤」が活用できるその他のフォント（これらのベースフォントにも変換（コンバート）できるフォント）も可能とする。(A)</p>				4	対応済み <p>現在の仕様書案ではすでに対応済み</p>
10 共通	10.6 文字		30.2 文字	<p>住基ネットや在留カード等発行システムで使用している外字については、自動変換（同定）が可能であること (A)</p>	<p>Unicodeの私用領域（Private Use 4057 Area(PUA)）への外字作成がシステム上から行えることが記載されていますが、容易に外字作成することを許容すると他業務とのデータ連携などの際、障壁となることが予想されます。 また、世界最先端 IT国家創造宣言で述べられていることも反するのではないかと考えるため、新規外字は極力作らないとする方針とした記載としたほうがよいと思われすがいかがでしょうか。 (F)</p>			4	対応済み <p>現在の仕様書案ではすでに対応済み</p>
10 共通	10.8 印刷		10.7 印刷	<p>住民記録システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハードコピー機能、ハードコピーの印刷機能を有すること。端末のOS独自の表示画面のハードコピー機能、ハードコピーの印刷機能はできないようにすること（IaaS事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自身がログを提供できない場合は、IaaS事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が地方自治体に提供されるようにすること）。(A)</p>			<p>課題17 10.8 印刷 17-1 画面ハードコピーの禁止等の制御は必要であり、また出力ログ等の取得も重要である。 一方で、統合的なセキュリティ対応であり住基システム単独の対応は困難である。 注意事項として記載するにとどめ、必須機能とはしない。</p>	2	修正して反映 <p>画面ハードコピーは制御が難しいとしつつも、必要性を指摘する意見もあったことから、システム上の画面ハードコピーのみについて、ログの取得を備えた上で実装する旨を記載し、OSのハードコピー機能については削除。</p>
10 共通	10.8 印刷		10.7 印刷		<p>『住民記録システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハードコピー機能、ハードコピーの印刷機能を有すること。』について、全画面が対象になるのであれば、ベンダー側の実装コストが膨大になることが想定されます。 住民票の原票を印刷するなど代替手段もあると思われすが、必須となるのでしょうか。 (E)</p>			0	対応しない <p>原案を維持する</p>
10 共通	10.8 印刷		10.7 印刷		<p>『端末のOS独自の表示画面のハードコピー機能、ハードコピーの印刷機能はできないようにすること』についてはその後の括弧書きで少し補足はありますが、端末が住記ベンダー調達でないケースや、他業務と共同利用しているケースも多くあるため、住記ベンダー側でコントロールすることは難しいと考えます。 (E)</p>			0	対応しない <p>原案を維持する</p>
10 共通	10.8 印刷		10.7 印刷		<p>地ブラの機能一覧やDMMと機能要件に記載されている異動の記載粒度を合わす必要があるのではないのでしょうか。(E)</p>			0	対応しない <p>標準仕様書に比べて地ブラのほうが粒度が粗い。</p>
11 各種移動								0	対応しない <p>標準仕様書に比べて地ブラのほうが粒度が粗い。</p>
11 各種移動	その他	その他	その他	<p>特別養子縁組において、前住所や転出先を空白とする要件が無い。 職権修正により別途空白とする処理を行う想定であるか。 (G)</p>				2	修正して反映 <p>1.1.5、20.0.5に特別養子縁組について追記</p>
11 各種移動		N o . 4 9（証明発行/全	N o . 4 9（証明発行/全	<p>備考（例：「平30.1.1 転入届出」等の文言）についても、省略の指定を可能とする機能 (I)</p>				4	対応済み <p>1.1.14において、統合記載欄の記載事項については記載するかしないかを選択できることと規定している。</p>

		該当項目(意見照会時)	該当項目(更新後)	増	減	その他	18の検討課題	対応方針	理由	
11.各種移動		【不要とする機能】、【実装しない機能】	【不要とする機能】、【実装しない機能】	<p>【不要とする機能】と【実装しない機能】と記載揺れを修正する必要がある。</p> <p>凡例では【不要とする機能】であるが、本文内では【実装しない機能】と記載があるため、同じ定義を行う場合は記載を同じにした方が良い。</p> <p>(D)</p>				1	意見を採用する	実装しない機能に統一
11.各種移動		【不要とする機能】の理由	【不要とする機能】の理由	<p>不要とする機能について、その理由が補記される必要がある。</p> <p>・実装すべきでない機能について、【考え方・理由】欄に記載がある場合もあるが、記載がない場合に、システムの機能実装時に何を気を付ければよいかわかりづらい。</p> <p>・実装すべき機能、不要とする機能いずれにも記載のない機能については、実装してよいのか不明瞭となるため、不要とする機能は記載しないほうが良いかもしれない。</p> <p>(D)</p>				4	対応済み	現在の仕様書案ではすでに対応済み
11.各種移動		No. 61	No. 61		前営業日までの異動情報が反映されていれば、証明発行にかかる業務の大半が可能であり、障害発生時点での情報を担保するための実装コストに対する効果が見込まれない。(J)			0	対応しなし	今後非機能要件で整理